
令和5年度
教育委員会事務点検・評価報告書
(令和4年度事業・取組)



令和5年8月
尼崎市教育委員会

目次

I	概要	1
1	点検及び評価の趣旨.....	1
2	点検及び評価の方法.....	2
3	知見の活用.....	2
4	教育委員会の構成.....	3
II	教育委員会の活動状況	4
1	教育委員会会議.....	4
2	教育委員協議会.....	8
3	尼崎市総合教育会議.....	9
III	尼崎市教育振興基本計画に掲げる施策(事業)の執行状況	10
1	就学前教育.....	14
2	義務教育	18
3	高等学校教育.....	26
4	豊かな心の育成、いじめ防止	30
5	不登校対策.....	34
6	特別支援教育.....	38
7	教育環境の整備.....	42
8	教員の育成・勤務環境の整備	50
9	学校園・家庭・地域社会一体となった教育の充実.....	54
10	文化・教養・スポーツ施設を活用した教育の提供.....	58
11	適法適正な行政運営の実現.....	64
IV	総評	66
V	参考	69
1	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）	69
2	施策（事業）一覧.....	69

I 概要

1 点検及び評価の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条」に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくため、令和 4 年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況を点検及び評価した結果を報告するものです。

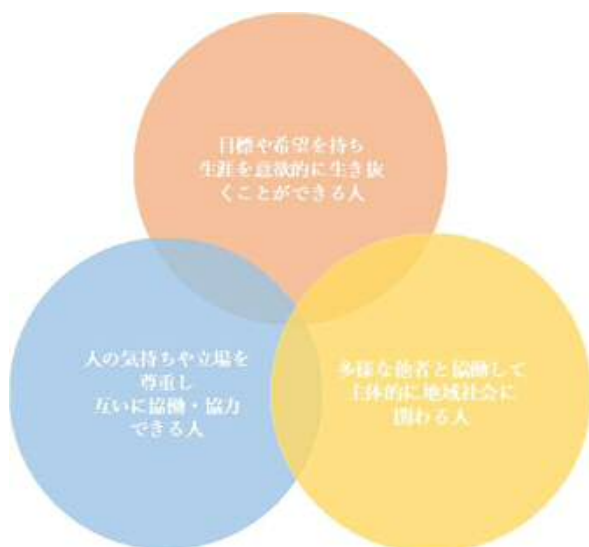
また、尼崎市教育委員会では、令和 2 年度から令和 6 年度までを計画期間とする、尼崎市教育振興基本計画を策定しており、計画を着実に推進していくため、P D C A サイクル（PLAN:計画－DO:実施－CHECK:評価－ACTION:改善）の考え方に基づき、計画の進行管理を行います。事務点検・評価は、この進行管理を兼ねており、その結果を次年度以降の施策の推進や改善に反映することで、より着実に計画を進行させることを目的としています。

尼崎市教育振興基本計画とは

平成 30 年 6 月に閣議決定された国の第 3 期教育振興基本計画、尼崎市総合計画後期まちづくり基本計画を踏まえ、長期的な展望に基づき、5 カ年スパンの教育施策の方向性を示すとともに、市民の皆様とのビジョンの共有を目指し、基本理念と 10 項目の各論で構成した計画。

教育の基本方針

未来志向の教育
個の尊厳や人権の尊重
家庭・地域社会との連携（子どもの視点に立った教育）



各 論

- 1 就学前教育
- 2 義務教育
- 3 高等学校教育
- 4 豊かな心の育成、いじめ防止
- 5 不登校対策
- 6 特別支援教育
- 7 教育環境の整備
- 8 教員の育成・勤務環境の整備
- 9 学校園・家庭・地域社会一体となった教育の充実
- 10 文化・教養・スポーツ施設を活用した教育の提供

2 点検及び評価の方法

今回の点検及び評価は、尼崎市教育振興基本計画に基づく10項目の各論に添って施策・事業を分類し、それぞれの施策・事業についての評価と、課題・方向性の検証を行いました。

3 知見の活用

点検及び評価の実施にあたっては、その客観性及び公平性を確保するため、教育に関し学識経験を有する方2名に外部有識者としてご協力いただきました。

外部有識者には、各基本的な方策の点検及び評価に対して具体的な指導・助言をいただくとともに、事務点検・評価全般について総評をいただきました。

なお、総評の内容については、P66【IV総評】に掲載しています。

<外部有識者>

氏名	職名
堀田 博史	園田学園女子大学 人間教育学部 教授
川上 泰彦	兵庫教育大学大学院 学校教育研究科（教職大学院） 教授

4 教育委員会の構成

教育委員会は、政治的中立性を維持しつつ、安定性・継続性を確保して教育行政を管理・執行するため、首長から独立した合議体の執行機関として設置されています。

尼崎市教育委員会は、市長が議会の同意を得て任命した教育長及び4人の委員で組織されています。

<尼崎市教育委員会（令和5年8月1日現在）>



白畑 教育長



徳山教育長職務代理者



太田垣 委員



中平 委員



正岡 委員

役職名	氏名	職業など	任期
教育長	白畑 優	—	令和4年4月1日～令和7年3月31日
教育長職務代理者	徳山 育弘	弁護士	令和5年4月1日～令和9年3月31日
委員	太田垣 亘世	宮司	令和2年4月1日～令和6年3月31日
委員	中平 了悟	住職	令和3年4月1日～令和7年3月31日
委員	正岡 康子	元高校教諭	令和4年4月1日～令和8年3月31日

Ⅱ 教育委員会の活動状況

1 教育委員会会議

教育委員会定例会は、原則として毎月第4月曜日に開催し、臨時会を必要に応じて開催しています。

【教育委員会会議について】

(令和4年度開催分) 定例会12回、臨時会6回

4月25日(定例会)

議案第19号 尼崎市学校運営協議会委員の委嘱又は任命について*

5月23日(定例会)

議案第20号 令和4年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について*

議案第21号 尼崎市教育委員会事務局公文書管理規程について

議案第22号 尼崎市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

議案第23号 尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について*

議案第24号 職員の人事について*

議案第25号 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について*

議案第26号 令和5年度使用尼崎市立学校教科用図書採択に関する基本方針について

協議・報告 令和3年度あまっ子ステップ・アップ調査の結果について*

6月20日(臨時会)

議案第27号 職員の人事について*

6月27日(定例会)

議案第28号 尼崎市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則の一部を改正する規則について

議案第29号 尼崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則について

議案第30号 尼崎市教育委員会事務局事務処理規程の一部を改正する訓令について

議案第31号 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について*

議案第32号 尼崎市社会教育委員の委嘱又は任命について*

議案第33号 尼崎市学校運営協議会委員の解嘱について*

議案第34号 尼崎市学校運営協議会委員の委嘱について*

	議案第35号	尼崎市スポーツ推進審議会委員の委嘱について※
7月	25日(定例会)	
	議案第36号	令和5年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択について
	議案第37号	令和4年度 教育委員会事務点検・評価報告書について
	議案第38号	尼崎市学校運営協議会委員の委嘱又は任命について※
	議案第39号	尼崎市文化財保護審議会委員の委嘱について※
8月	22日(定例会)	
	議案第40号	令和4年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について※
	議案第41号	尼崎市職員の定年引上げ等を実施するための関係条例の整備に関する条例について※
	議案第42号	尼崎市立学校のスポーツ施設の使用に関する規則の一部を改正する規則について
9月	26日(定例会)	
	議案第43号	尼崎市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則の一部を改正する規則について
	議案第44号	尼崎市学校運営協議会委員の解嘱について※
	議案第45号	尼崎市学校運営協議会委員の委嘱又は任命について※
	協議・報告	尼崎市文化財保護審議会への諮問について
	協議・報告	ユニチカ記念館の保存・活用について※
	協議・報告	令和4年度全国学力・学習状況調査結果報告について※
10月	24日(定例会)	
	議案第46号	職員の人事について※
	議案第47号	工事請負契約の締結について((仮称) 武庫健康ふれあい体育館新築工事) ※
11月	14日(臨時会)	
	議案第48号	尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について※
	議案第49号	職員の人事について※
11月	28日(定例会)	
	議案第50号	令和4年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について※
	議案第51号	令和5年度尼崎市立小・中・特別支援学校教職員異動方針について
	議案第52号	令和5年度尼崎市立高等学校教職員異動方針について
	議案第53号	令和5年度尼崎市立幼稚園教職員異動方針について
	協議・報告	尼崎市文化ビジョン(第2次)(素案)について

	協議・報告	訴訟事案の報告について※
12月	26日（定例会）	
	協議・報告	訴訟事案の報告について※
	協議・報告	学校運営等に関する意見書への回答について
1月	23日（定例会）	
	議案第1号	尼崎市教育委員会職員証規程の一部を改正する訓令について
	議案第2号	職員の人事について※
	議案第3号	尼崎市文化財保存活用基金条例について※
	協議・報告	園田南小学校過大児童数対策の取組状況について
	協議・報告	ユニチカ記念館の保存・活用に向けた基本的な方向性について※
2月	6日（臨時会）	
	議案第4号	令和4年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について※
	議案第5号	令和5年度尼崎市一般会計教育関係予算について※
	議案第6号	職員の人事について※
2月	13日（臨時会）	
	議案第7号	尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について※
	議案第8号	職員の人事について※
2月	27日（定例会）	
	議案第9号	尼崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令について
	議案第10号	尼崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協定の一部を変更する協定について
	議案第11号	尼崎市教育委員会事務局事務処理規程の一部を改正する訓令について
	協議・報告	尼崎市学校運営協議会委員の委嘱について※
3月	13日（臨時会）	
	議案第12号	尼崎市教育職員の管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則について
	議案第13号	尼崎市教育職員の教員特別手当支給に関する規則の一部を改正する規則について
	議案第14号	尼崎市教育職員の管理職員特別勤務手当支給に関する規則の一部を改正する規則について
	議案第15号	尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
	議案第16号	尼崎市教育委員会辞令式の一部を改正する訓令について

議案第17号 尼崎市教育委員会職員証規程の一部を改正する訓令について
議案第18号 職員の人事について※

3月 20日（臨時会）

議案第19号 令和4年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について※
議案第20号 令和5年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について※
議案第21号 職員の人事について※
議案第22号 職員の人事について※
議案第23号 職員の人事について※
議案第24号 職員の人事について※

3月 27日（定例会）

議案第25号 個人情報保護に関する法律の改正等に伴う関係規則の一部を改正する規則について
議案第26号 個人情報保護に関する法律の改正等に伴う関係規程の一部を改正する訓令について
議案第27号 予算の執行等に関する協定の一部を変更する協定について
協議・報告 尼崎市指定文化財の指定について

※ 非公開案件

<関係法令抜粋>

□尼崎市教育委員会会議規則

第6条の2 会議は、これを公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する事件の会議について、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

- (1) 教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件
- (2) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件
- (3) 訴訟、調停、和解及び不服申立てに関する事件
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育長又は委員から会議の公開が不相当であると発議のあった事件

2 教育委員協議会

教育委員と教育委員会事務局との意思疎通を図りつつ、教育委員への速やかな情報提供と審議にあたっての理解を深める中で、的確な判断のもと教育施策の充実を図るため開催しています。

【教育委員協議会について】

(令和4年度開催分) 4回

5月 9日

- ・ 中学1年生英語授業の視察について

7月 11日

- ・ 令和5年度使用尼崎市立学校教科用図書採択について
- ・ あまよう特別支援学校の視察について

10月 17日

- ・ 尼崎双星高等学校の視察について

1月 16日

- ・ 成良中学校琴城分校（夜間中学）の視察について
- ・ ユニチカ記念館の視察について
- ・ 学校施設マネジメント計画（実施計画）について
- ・ 尼崎市における教育・家庭・福祉の連携マニュアル（案）について

3 尼崎市総合教育会議

尼崎市総合教育会議は、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るために開催しています。

【尼崎市総合教育会議について】
(令和4年度開催分) 開催なし

Ⅲ 尼崎市教育振興基本計画に掲げる施策（事業）の執行状況

尼崎市教育振興基本計画に掲げる取組方針をもとに各施策（事業）の執行状況等を記載しています。

【14 ページ以降の評価書の見方】

1 ○○○○ -○○○○○○○○○○○○○○○-

- ◆ 将来の目指す姿 -
 - ・ ○○○○・・・
 - ・ ○○○○・・・
- ◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 -
 - ・ ○○○○・・・
 - ・ ○○○○・・・
- ◆ 計画期間内に実施を目指す取組 -
 - ・ ○○○○・・・
 - ・ ○○○○・・・

尼崎市教育振興基本計画の各論分類ごとに項目を設け、計画に掲げる「将来の目指す姿」「計画期間の早期に実施を目指す取組」 i 「計画期間内に実施を目指す取組」 ii を転記しています。

i 計画期間である5年間のうち、1・2年目までの実施を目指す取組

ii 計画期間である5年間のうち、主に3・4・5年目での実施など、計画期間内での実施を目指す取組

◆○○○○○○○○○

<主担当課：○○課>

<施策評価との関係>

目的		
取組と成果	施策（事業）の目的やこれまでの取組と成果、今後の課題について記載しています。	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 5px;">施策 1</div> <div style="margin-bottom: 5px;">地域</div> <div style="margin-bottom: 5px;">ニティ・学び</div> <div style="margin-bottom: 5px;">施策 2</div> <div style="margin-bottom: 5px;">人権</div> <div style="margin-bottom: 5px;">文化共生</div> <div style="background-color: #f4a460; padding: 5px; font-weight: bold;">施策 3</div> <div style="margin-bottom: 5px;">学校教育</div> </div> <p style="font-size: 10px;">本市の施策評価において関連する施策名に色を付けています。</p>
課題		
令和5年度の取組方針 (新規・拡充等)	これまでの取組と成果、課題を踏まえ、令和5年度に取り組む（取り組んでいる）事項について記載しています。	

— 令和5年度の主な施策（事業）のポイント —



学力向上に向けた取組

各論 2・7

R
5
取
組
方
針

- 教育振興基金を活用した英語学習ホップ・ステップ・ジャンプ事業において、全ての中学校1・2年生を対象にオンライン英会話を実施し、英語学習への興味関心を高める（p20）
- 小学校とあまよう特別支援学校（小学部）の全ての普通教室及び特別教室の一部にタッチパネル操作等が可能な電子黒板を導入する（p47）



個に寄り添った教育の推進 （いじめ・体罰の根絶など）

各論 4・5・8

R
5
取
組
方
針

- 公教育を多様性のあるものにしていくための仕組みについて、先進事例の視察や有識者会議から知見を得る等、不登校特例校の調査研究を行う（p35）
- いじめ対応・体罰根絶に向け、教職員への研修においてより実践的な内容を盛り込むとともに「体罰等防止ガイドライン」の周知を含め、再発防止のための取組を着実に進める（p33、p51）



インクルーシブな教育の推進

各論 6

R
5
取
組
方
針

- 小・中・高等学校において生活介助員を11人増員し、生活上の困難にかかる支援体制を充実させる（p39）
- 小・中学校において特別支援教育支援員を一校に1人ずつ配置し（10人増員）、発達の特徴などにより、個別に支援を必要とする児童等が増加していることに伴う支援体制を充実させる（p39）



「（仮称）尼崎市就学前教育ビジョン」の策定

各論 1

取
組
方
針
5

- 今後の就学前教育の方向性や取組等を示す「（仮称）尼崎市就学前教育ビジョン」の策定を進める（p15）



地域とつながる高校改革の推進

各論 3

R
5
取
組
方
針

- ▶ 国際総合類型で尼崎高等学校に入学した生徒に対して、グローバル社会で活躍するために必要な語学力（英語）の向上や資質・能力の育成を目的とした新たな教育プログラムを実施し、更なる特色化や魅力化を図る（p27）
- ▶ 尼崎双星高等学校普通科において、民間企業や地域の大学等の協力のもとプログラミング教育を実施するとともに、小・中学校と連携を深める（p27）



地域とともにある学校づくりの推進

各論 2・9

R
5
取
組
方
針

- ▶ 令和7年度までのコミュニティ・スクールの全市展開に向け、小学校では、令和6年度までに全41校に設置することとし、計画的に立上げ支援を行う。令和5年度設置の中学校3校は、モデル校として、他の中学校の立上げ準備に資するよう必要な支援を通じてノウハウを蓄積する（p55）
- ▶ 運動部及び吹奏楽部における休日の活動について、地域主体で行う取組をモデル校形式で実施する中で、課題の洗い出しや対応策の検討及び検証を行う（p24）



文化・教養にかかる教育の充実

各論 10

R
5
取
組
方
針

- ▶ 文化財の保存と活用に関する総合的な計画である文化財保存活用地域計画について、令和7年度の策定に向けた検討を進める（p59）
- ▶ ユニチカ記念館の保存活用については、全庁横断的なプロジェクトチームを中心として、市民や専門家などから広く意見を聞きながら検討を進めていく（p59）
- ▶ FM計画に基づく北図書館の整備について具体化を進めるとともに、市内地域バランスを考慮した図書館サービス網の充実を検討する（p61）

※このページには主な内容を掲載しています。
各施策（事業）の取組状況はP14以降をご覧ください。

(このページは白紙です)

1 就学前教育 ―後伸びする力や生きる力の基礎などを育成―

◆ 将来の目指す姿 -

- ・ 就学前教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、幼児期に求められる5領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）に係る教育の一層の充実により、後伸びする力や生きる力の基礎ⁱなどを育みます。
- ・ いわゆる小1プロブレムⁱⁱなどの課題が起こることのないよう、アプローチ・スタートカリキュラムの充実により、幼保小の一層の円滑な接続を目指します。
- ・ 少子化や幼児教育の無償化など、就学前教育を取り巻く状況を踏まえ、保育所や認定こども園なども含めた就学前教育のあり方を検討する中で、公立施設の役割の整理に取り組みます。

◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 -

- ・ 「幼保小連携推進事業」の全市展開・地域の状況に応じた特色化
- ・ 就学前教育、小学校教育それぞれが求める教育内容を踏まえた、アプローチ・スタートカリキュラムの一層の充実に向けた改訂
- ・ 就学前の子どもを持つ保護者が1人で悩みを抱えることのないよう、就学前における保育の体験、保護者同士の交流や悩みを相談できる場の充実
- ・ 保護者のニーズ、特別支援教育の充実など、公立施設としての役割を踏まえた、公立幼稚園の認定こども園化、3年保育の実施、幼保連携の観点からの機能整理、公立幼稚園の再配置など、今後の就学前教育のあり方の検討
- ・ 「就学前の子どもの教育・保育についての基本的な考え方」（平成26年12月尼崎市・尼崎市教育委員会）や、平成30年度から施行された幼稚園教育要領を踏まえた、就学前教育の質の向上に向けた研修体制の構築

◆ 計画期間内に実施を目指す取組 -

- ・ 今後の就学前教育のあり方の検討を踏まえた、施設・設備・備品や教員研修の充実など、具体的な施策の実施による就学前教育の質の向上



i 幼児教育は、目先の結果のみを期待しているのではなく、生涯にわたる学習の基礎をつくること、「後伸びする力」を培うことを重視しています。また、知識や技能に加え、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」や「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康・体力」からなる、「生きる力」の基礎を育成する役割を担っています。

ii 子どもが十分な社会性を身につけることができないまま小学校生活に入ること、精神的にも不安定さを持ち、周りの子どもとの人間関係をうまく構築できず、集団生活になじめないなどの課題が生じていること。

◆就学前教育のあり方の検討 < 主担当課：就学前教育課 >

< 施策評価との関係 >

目的	就学前教育施設に共通する教育内容の充実策や官民幼保の連携方法、更には、今後の市立幼稚園に求められる機能・役割の再整理や少子化を見据えた効果・効率的な運営体制等について、その方向性や取組等を検討する。
取組と成果	「（仮称）尼崎市就学前教育ビジョン」の素案公表に向けて、就学前教育施設に共通する教育内容の充実策（①就学前教育の質の向上②インクルーシブ教育の推進③幼保小の円滑な接続）や市立幼稚園での保育年齢の見直し、特別な支援が必要な幼児の受入の拡充策等について検討してきたが、内容について私立幼稚園連合会等の法人団体との協議過程にあり、素案の公表が予定から遅れている状況にある。
課題	素案の公表が遅れている状況にあるが（当初素案公表予定時期：令和4年12月）、就学前教育施設に共通する教育内容について充実を図る必要があり、また、市立幼稚園は園児数が大幅に減少し、一方、特別な支援が必要な幼児の入園希望者が増加傾向にある状況が続いているため、速やかに「（仮称）尼崎市就学前教育ビジョン」の内容について調整を行い公表していく必要がある。
令和5年度の取組方針 （新規・拡充等）	今後の就学前教育の方向性や取組等を示す「（仮称）尼崎市就学前教育ビジョン」の策定を進める。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆幼稚園教育振興事業 < 主担当課：就学前教育課 >

< 施策評価との関係 >

目的	市立幼稚園の教育内容の充実と効果・効率的な運営体制を確立するため策定した「尼崎市立幼稚園教育振興プログラム」に掲げる6つの柱を推進するもの。
取組と成果	幼保小接続カリキュラムの実践校園所(立花・塚口)では、令和4年度のスタートカリキュラム期間中に児童が学校に登校できない事例はない。また、実践校園所の増に向けた調整や幼保小連携推進委員会を2回実施し、全校園所での交流連携の実施や特別な支援が必要な幼児の引継資料の統一化等の意見交換を行った。更に、全小学校等の参加のもと市立幼稚園で公開保育を行ったところ、小学校の全教職員から子どもたちが主体的に考え行動できることを知ること等により、幼児期の子どもの育ちについて理解が深まったという感想が聞かれた。
課題	幼保小接続カリキュラムの実践校園所が少なく、交流連携は実施できていない校園所がある。そのため、幼保小連携推進事業等の効果を学校園に十分周知すること等により、連携を推進する必要がある。また、特別な支援が必要な幼児については、小学校に円滑に受け入れができるように、就学前教育施設から同一基準（資料の統一化等）で小学校に引継ぎを行うことが望ましい。
令和5年度の取組方針 （新規・拡充等）	幼保小接続カリキュラムの実践校園所を2から4カ所に増やすとともに、交流連携については全校園所での実施を目指す。また、引き続き幼保小連携等の効果検証方法について検討を行う。更に、特別な支援が必要な幼児については、就学前教育施設から小学校への引継資料の統一化や市立幼稚園への入園基準等の整備を行う。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆市立幼稚園一時預かり事業 < 主担当課：就学前教育課 >

< 施策評価との関係 >

目的	全ての市立幼稚園で、教育課程に係る教育時間終了後などの時間帯に、保護者から希望がある園児の一時預かりを行うことにより、働きながら子育てする家庭等を支援する。
取組と成果	長期休業日を含めた通年による一時預かりを実施することにより、働きながら子育てする家庭等を支援した。なお、延べ利用者数は、令和2年度は7,001人、令和3年度は10,154人、令和4年度は13,330人であった。（令和2・3年度は、新型コロナウイルス感染拡大期間において、保育の必要性がある園児に限定し実施。）
課題	在園児保護者等を対象に預かり保育に関するアンケート調査を実施し（令和3年度）、その調査結果から、通常教育後の預かり保育の延長や通常教育前の朝の預かり保育の実施について、一定のニーズが認められたことから、事業拡充の必要性について検討が必要である。（アンケート結果によるニーズ：（在園児）保育の延長 33.0%朝 37.7%（未就園児）保育の延長 34.2%朝 47.2%）
令和5年度の取組方針 （新規・拡充等）	今後策定予定の「（仮称）尼崎市就学前教育ビジョン」において、今後の一時預かり事業の方向性や取組を検討していく。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆教育支援体制の充実 < 主担当課：就学前教育課 >

< 施策評価との関係 >

目的	近年、特別な支援が必要な幼児の市立幼稚園への入園希望者が増加傾向にある中、入園できないという事態をできる限り無くすとともに、個々の幼児の特性に応じたきめ細やかな支援体制を構築する等、市立幼稚園の「インクルーシブ教育」を推進する。
取組と成果	令和5年度の園児募集においては、特設学級の定員5人の枠を超えた応募があった園（4園）において、受入を可能とするとともに、教育支援員を配置することにより、当該幼児に係る教育支援体制の充実を図った。
課題	令和6年度以降においても特別な支援が必要な幼児の入園希望者が増加していくことが見込まれるため、今後、希望する園に入園できないという事態をできる限り無くしていくとともに、子ども一人一人の発達の特性に応じた適切な支援等を行っていくための持続可能な支援体制の構築が必要である。
令和5年度の取組方針 （新規・拡充等）	今後策定予定の「（仮称）尼崎市就学前教育ビジョン」において、教育支援体制の適正化等、今後におけるインクルーシブ教育の充実に向けた方向性や取組について検討していく。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

(このページは白紙です)

2 義務教育 — 確かな学力の保証・自己肯定感の醸成 —

◆ 将来の目指す姿 -

- ・ 多様性を受容し、思いやりに満ちた人間関係が構築でき、社会と積極的に関わることができる、豊かな心の育成を目指します。
- ・ 全国学力・学習状況調査結果のほか、本市独自の取組である、あまっ子ステップ・アップ調査や尼崎市学びと育ち研究所の研究の結果を踏まえ、本市教育の傾向などを分析し、「尼崎市版 授業改善の視点」を絶えず見直すなど、指導力の向上を図り、確かな学力の保証を目指します。
- ・ 学力・体力向上の面では、全国平均や他者との比較だけでなく、児童生徒一人ひとりの成長に着目し、自己肯定感ⁱの醸成、困難な課題に対しても、チャレンジできる力の育成を目指します。

◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 -

- ・ 「授業改善・学力保証推進チーム」による指導・助言サイクルの継続実施を踏まえた「尼崎市版 授業改善の視点」のバージョンアップ
- ・ 自己肯定感や未来に向かうモチベーションを育むため、キャリア教育の充実やきめ細かなステップでの評価機会の設定などをまとめた「中学校版学力向上の手引き」の作成
- ・ 基礎学力向上等を目的とした短時間学習における定期的な定着度の確認の実施
- ・ 新学習指導要領への対応に向けた、ALTⁱⁱの配置、英語コミュニケーション力調査導入など、外国語教育環境の整備
- ・ 児童生徒の体力・運動能力の実態を的確に掴むため、全小・中学校での新体力テストの実施
- ・ 児童生徒や教員への体力・運動能力向上に向けた指導を行う運動指導員の全小学校への派遣
- ・ 各種教育施策の成果と課題を踏まえ、限られた授業時間数の中での、より効果的なカリキュラムへの見直し



◆ 計画期間内に実施を目指す取組 -

- ・ 学力・生活実態調査やあまっ子ステップ・アップ調査の結果の分析、これらと連携した尼崎市学びと育ち研究所における研究を踏まえた、「知・徳・体」のバランスのとれた施策の実施
- ・ 児童生徒個々人の習熟度にあった課題の出題などができるデジタル教材の活用
- ・ 本市の児童生徒の状況や先進自治体の取組を踏まえた、さらなる外国語教育の充実
- ・ 学校教育のすべての機会を実施可能な体力向上の取組をまとめた「(仮称)あまっ子体力向上プラン」を策定するなど、児童生徒の体力・運動能力の向上に向けた取組(運動ドリル、種目別ウォーミングアップ、伸ばしたい力別運動など)
- ・ 民間教育事業者との連携など、実験的に導入した新しい教育手法の特徴や成果と課題を踏まえた教育施策の展開

i 自分に対する肯定的な意識のことで、日本の子ども達の自己肯定感は諸外国に比べ低い状況にあります。

ii 外国語指導助手。Assistant Language Teacher の略。

◆確かな学力の保証（小学校）

＜主担当課：学校教育課＞

＜施策評価との関係＞

目的	ひとりひとりのつまずきを早期に解決し、解消するために、きめ細かな支援を行うことで、学習意欲の向上と基礎学力の定着を図り、全ての児童生徒の学力を保証する。
取組と成果	小学校においては、放課後学習や短時間学習に取り組むとともに、個に応じた支援をする人材の配置や、多層指導モデル MIM の実施、デジタル学習支援ドリルの活用等、つまずきに対して早期に対応できるよう支援を行い、基礎学力の定着を図った。「あまっ子ステップ・アップ調査」の結果において、同一母集団における学力層別人数割合については、小学校の 2～6 年生で前年度より D 層の割合が減少した。また、小学校の 1 年生においても D 層が国語 22.7%、算数 19.3%とともに減少している。
課題	「あまっ子ステップ・アップ調査」の結果においては、小・中学校の全教科の D 層の割合は、平均して 24.4%であり、前年度より 1.5pt 減少しているものの、引き続き D 層の割合の減少に向けた取組が必要である。今後も、個人票及び調査結果に基づいた復習プリントを児童生徒や保護者へ年度内にフィードバックすること等、個に応じた指導の一層の充実を図っていく必要がある。
令和 5 年度の取組方針 (新規・拡充等)	動画での解説が充実したデジタル学習支援ドリルの継続、放課後学習や短時間学習の充実により、基礎学力の定着及び習熟度に合わせた「個別最適な学び」の実現を日常的に支援し、D 層の割合の減少を図る。加えて、授業づくりのためのハンドブック「よりよい授業をめざして」を作成し、小・中学校への指導主事による学校訪問や研修を実施し、授業改善に取り組む。また、早期の読みのつまずきに対応するため、引き続き「MIM 重点実践校」に個別指導に効果的な多層指導モデル MIM デジタル版のアカウントを配付する。

施策 1
地域コミュニティ・学び

施策 2
人権尊重・多文化共生

施策 3
学校教育

◆確かな学力の保証（中学校）

＜主担当課：学校教育課＞

＜施策評価との関係＞

目的	ひとりひとりのつまずきを早期に解決し、解消するために、きめ細かな支援を行うことで、学習意欲の向上と基礎学力の定着を図り、全ての児童生徒の学力を保証する。
取組と成果	中学校においては、令和 2 年度末に策定した「授業デザイン 3 つの視点」（中学校版学力向上の手引き）の活用において、令和 4 年度には重点実践校を 3 校から 6 校に増やし、指導主事による学校訪問や研修を実施し、授業の質的改善、校内研究推進の発展に取り組んだ。また、学校司書を新たに全校に配置し、令和 4 年度は新刊の紹介や学校行事に合わせたコーナー（平和学習等）等、図書館の環境整備を進めた。
課題	「授業デザイン 3 つの視点」や学習支援ドリルも活用しながら授業改善に取り組んでいるものの、令和 4 年度全国学力・学習状況調査の結果では、平均正答率において全国平均値から△2～3pt の差が見られた。
令和 5 年度の取組方針 (新規・拡充等)	授業の質的改善を図る中で、令和 5 年度から授業づくりのためのハンドブック「よりよい授業をめざして」を作成し、小・中全校への指導主事による学校訪問や研修を実施し、授業改善に取り組む。また、学校現場の実情を踏まえながら、学校司書向けに中央図書館による研修を行うなど学校司書と中央図書館や小学校との連携にも取り組んでいく。

施策 1
地域コミュニティ・学び

施策 2
人権尊重・多文化共生

施策 3
学校教育

◆授業改善推進事業 ＜主担当課：学校教育課＞

＜施策評価との関係＞

目的	基本的な知識及び技能を習得させ、これらを活用して課題を解決する思考力・判断力・表現力等を養うため、全ての学校において、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行う。
取組と成果	指導主事が毎学期学校を訪問し、授業の質的改善に向けた指導助言を行うとともに、各校における講師招聘に係る経費等を支援した。また、重点実践校（6校）を中心に全ての中学校で「授業デザイン3つの視点」を活用した授業実践を行った。また、校内あげての取組を充実させるため学校管理職を対象とした研修会を実施し、効果的な取組の共有を行い、管理職同士の意見交流を通して、校内の研修の持ち方など自校の取組の改善につなげた。
課題	「あまっ子ステップ・アップ調査」における主体的・対話的で深い学びに関する項目について、肯定的な回答をした児童生徒の割合は、全国と比較すると小学校△1.7%、中学校△5.2%と前年度より高くなった。（令和3年度：小学校△2.7%、中学校△6.7%）徐々に話し合い活動等ができるようになったとはいえ、ICT環境を最大限活用し「主体的・対話的で深い学びに向けた」授業改善が一層必要になる。
令和5年度の取組方針 (新規・拡充等)	学習指導要領に基づいた児童生徒の資質・能力の育成に向けて作成した、授業づくりハンドブック「よりよい授業をめざして」が授業場面で活用されるよう、指導主事が学校訪問し研修を実施するなど、授業の質的改善に取り組む。また、これまでの授業改善推進事業を、委託事業内容を講師招聘の報償費と研究大会への参加費に焦点化した授業力向上事業として実施する。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆英語教育推進事業 ＜主担当課：学校教育課＞

＜施策評価との関係＞

目的	コミュニケーション（話す力・聞く力）を中心とした国際社会で活躍できる英語力の育成を図る。
取組と成果	全ての小・中・高・特別支援学校に外国人外国語指導助手（ALT）を、小学5～6年生の全クラスに外国語活動指導補助員（JTE）を派遣・配置した。また、臨時講師を含む全英語教員へ向けて、実践的な教員研修を実施した。令和4年度「あまっ子ステップ・アップ調査」で「英語の授業が楽しい」と答えた小・中学生の割合が73%、文部科学省調査の「生徒の英語を用いた言語活動」の割合は中・高等学校で28.2%（*文部科学省調査の内容項目が今年度から変更されたため数字としては大きく変化しているが実情としては大差ない）と、前年度と横ばい状態であった。
課題	ALT派遣や教員研修により英語に対する興味関心は引き続き高い成果を見せている反面、中・高等学校における言語活動の時間の割合においては伸び悩みが続いている。教員研修のさらなる充実を図りながら、コミュニケーションを重視した授業改善を進めていく必要がある。
令和5年度の取組方針 (新規・拡充等)	ALT派遣は継続し、中・高等学校のさらなる言語活動の充実に向け、オールイングリッシュによる教員研修のさらなる充実を図りながら、授業力向上を目指す。さらに、教育振興基金を活用した英語学習ホップ・ステップ・ジャンプ事業において、グローバルな人材育成を目指し、全ての中学校1・2年生を対象にオンライン英会話を実施し、英語学習への興味関心を高める。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆人権教育の推進 <主担当課：学校教育課>

<施策評価との関係>

目的	児童生徒が自分自身をかけがえのない存在だと考え、自他の生命や人格を尊重する心を育むとともに、法やきまりの意義を理解し遵守する規範意識の育成に重点を置いた「こころの教育推進事業」を中心とし、学校教育全体を通じて人権教育の推進及び充実を図る。
取組と成果	人権意識や道徳心の向上を図るため、全ての小・中学校で「生命を尊重する心」「規範意識」「人権教育の推進」の中から自校の課題を捉えたテーマを選択し、児童生徒及び保護者・地域に向けた講演会を年1回以上実施したほか、授業参観や学校通信を通じて人権教育についての啓発を行った。また、中学校においては、令和4年度から在籍3年間で「予期せぬ妊娠」、「デートDV」及び「性的マイノリティ」の3つのテーマを学習することとし、全中学で取り組んだ。自他の権利については、各小・中学校で、特別活動や社会科等で学習した。
課題	こころの教育推進事業における講師招へい一覧表を全小・中学校に送付し、各種人権教室の案内等を周知することで、今後も引き続き幅広い人権教育の推進を図るよう取り組んでいく必要がある。
令和5年度の取組方針 (新規・拡充等)	「生命を尊重する心」「規範意識」「人権教育の推進」については引き続き学習し、加えて中学校では、授業等において生徒の在籍3年間で「予期せぬ妊娠」、「デートDV」、「性的マイノリティ」の3つのテーマの全てを必ず学べるよう、計画・実施する。また、児童生徒が自らの人権について学べる視点や他者の権利を尊重する気持ちを醸成する視点を確認するためのアンケートの実施方法や内容について引き続き検討する。



◆多文化共生支援事業 <主担当課：学校教育課>

<施策評価との関係>

目的	日本語指導を必要とし、言語の障壁による心のケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校・園に、母語を理解できる多文化共生支援員を派遣し、学習面・生活面での指導や保護者への通訳など、多文化共生の教育に取り組む学校・園の教育活動を支援する。
取組と成果	日本語指導が必要な児童生徒については、県の子ども多文化共生サポーター(小・中16校/19名)や、市の多文化共生支援員(幼・小・中28校園/70人)を派遣し、日本での生活適応や学習支援等、学校生活での心の安定を図る支援を実施した。学校や関係課と就学状況を共有し、登校開始日に合わせて支援ができるようにするとともに、支援の必要性が高い場合は、派遣回数追加を行った。また、必要に応じてポケットクの貸出(11回)を行い、言語支援を行った。
課題	3月にネパールから来日する児童生徒が増え、県の子ども多文化共生サポーターや、市の多文化共生支援員を派遣できず、ポケットクのみでの対応となり十分な支援ができなかった。今後も、来日する児童生徒が増加することが考えられ、より一層充実した支援体制を整える必要がある。
令和5年度の取組方針 (新規・拡充等)	日本語指導が必要な児童生徒の就学状況について、学校や関係課と共有するとともに、支援員の登録の推進や学校の受け入れ体制を整え、支援の必要性に応じて支援の迅速化と充実を図っていく。令和5年度から、来日7か月以降の児童生徒については、県の子ども多文化共生サポーターと必要に応じて市の多文化共生支援員をあわせて派遣する。



◆社会力育成事業 ＜主担当課：学校教育課＞

目的	規範意識やコミュニケーション力の低下、地域のつながりや人間関係の希薄化など、社会性に関する多くの課題が存在する中、中学生による集団活動や自治活動を通じて、社会力の育成を推進する。
取組と成果	課題解決に必要な力や主体的に地域社会に参画し行動する力を育成するため、各校の生徒会執行部の代表者2名ずつが参加し、夏季研修会を実施した。研修会では、生涯、学習！推進課と連携したカードゲーム「ATTF2」を通して、地域の特徴や課題に目を向けることで、自校の取組や課題を見直し、これまでの取組や新たな取組を考えるきっかけを与えることができた。
課題	生徒自ら地域や学校をより知ることで自校の課題を認識し、課題解決に向け主体的・実践的に取り組むような働きかけが必要である。
令和5年度の取組方針 (新規・拡充等)	生徒が課題解決等に向けて主体的・実践的に取り組めるよう、夏季研修会の充実を図る。

＜施策評価との関係＞

施策1 地域コミュニティ・学び	施策2 人権尊重・多文化共生	施策3 学校教育
--------------------	-------------------	-------------

◆あまっ子ステップ・アップ調査 ＜主担当課：学び支援課＞

目的	児童生徒の学力と生活実態の状況を把握し、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を充実させるとともに、教育活動に関する継続的な検証改善サイクルを確立するため、小1から中2を対象に学力調査と生活実態調査を実施する。また、研究部会を設け、調査結果を踏まえた取組を全ての小・中学校で展開し学力向上を図る。
取組と成果	令和4年度は、本調査結果によるエビデンスをもとにした学力向上プランを各校で作成し、それに基づいた取組を行った。「エビデンスに基づく教育実践研究部会」においては、学力向上に関する有効な取組の分析・共有を図った。なお、調査結果を経年分析したところ、小2から中2の全ての学年でD層の割合の減少が見られた。(R3:25.9%→R4:24.4%)また、調査結果を他者との比較だけでなく、自身の伸びやつまずきに着目した活用ができるよう、年度内に個人票及び調査結果に基づいた復習プリントを配布することについて、学校へ周知・徹底を図り、研究部会においても活用事例・方法の共有を行った。
課題	学年や学級まで細かく分析、結果を校内で共有し次年度へ引き継ぐ等、効果的な検証改善サイクルの確立を今後もより一層徹底していく必要がある。さらに、中学校においては、引き続き、教科による結果のばらつきが見られたため、教科ごとに授業改善を推進していくことが課題である。
令和5年度の取組方針 (新規・拡充等)	調査結果を有効に活用し、効果をあげている学校の取組や、児童生徒一人ひとりの伸びやつまずきに着目した分析・活用を行っている学校の取組等について、市内での共有をより一層図っていく。また、中学校においては、市内教科研究会等に働きかけることで、教科ごとの結果やその分析を踏まえた授業改善を図る。

＜施策評価との関係＞

施策1 地域コミュニティ・学び	施策2 人権尊重・多文化共生	施策3 学校教育
--------------------	-------------------	-------------

◆体力・運動能力の向上 <主担当課：保健体育課>

<施策評価との関係>

目的	学校、家庭、地域、行政が連携・協力して、小・中学生の体力向上に取り組み、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続していこうとする資質能力の育成を目指す。
取組と成果	令和4年度は、運動指導員派遣を前年度と比べて多く実施することができ、小学校の5年生男子の新体力テスト合計点の平均は前年度を上回ることができた。(R3:50.56pt→R4:50.64pt)また、小中連携の実技研修会を開催し教員の指導力向上に取り組んだ。
課題	「あまっ子体力向上プラン」にある体力向上の取組を各校で行っているが、小・中学校ともに新体力テスト兵庫県平均を下回っている。(県平均:(小)52.4pt(中)42.6pt、市平均:(小)51.3pt(中)39.7pt)特に持久力(小:シャトルラン、中:持久走)の種目で大きな差があり(県平均:(小)40.6回(中)353.0秒、市平均:(小)38.5回(中)367.7秒)、児童生徒の持久力を高める取組を進める必要がある。
令和5年度の取組方針 (新規・拡充等)	児童生徒の持久力を高められる取組を推進する。各校の体育的行事の充実を図るとともに、休み時間や放課後に取り組める運動例を小学校に配布し、児童の運動への意欲の向上につなげる。また、小・中学校で体育科指導について連携を図り、教員の指導力向上を目指す。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆部活動指導員の配置 <主担当課：保健体育課>

<施策評価との関係>

目的	中学校の部活を指導する部活動指導員を配置することにより、部活動指導体制の充実を推進し、教員の負担軽減を図るとともに、国が推進する部活動の地域移行に向けた指導者確保につなげる。
取組と成果	これまでに継続して部活動指導員を中学校に5人配置したことにより、顧問の教員の負担軽減につなげることができた。また、学校からは、専門的な技術指導により生徒の意欲や技術力向上にもつながったという声があった。(5件/5件)
課題	配置校における教員の負担軽減等の効果を踏まえ、未配置校にも配置できるように増員するため、予算と適切な人員の確保に向けた取組を進める必要がある。
令和5年度の取組方針 (新規・拡充等)	さらなる教員の負担軽減を図るために、部活動指導員を5人増員(5人→10人)する。また、将来的には部活動指導員が地域の指導者としての役割を担うことにより、生徒の運動機会の充実を目指す。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆地域部活動の推進

＜主担当課：スポーツ推進課＞

＜施策評価との関係＞

目的	国が推進する部活動の地域連携に向け、中学校のモデル校において、地域のスポーツ団体等による休日部活動を実施し、地域部活動の振興とスポーツの推進を図る。
取組と成果	スポーツ振興事業団と連携する中で、モデル事業として「中学校運動部活動指導補助員派遣事業」を実施し、市内14校に対し指導補助員を派遣した。顧問及び生徒との信頼関係が構築されたほか、競技経験のない顧問が競技に係る知見や指導法を学ぶ機会となるなどの成果が見受けられた。また、今後の本市における地域部活動のあり方を協議するため、関係団体から成る尼崎市地域部活動検討協議会を設置し、今後協議を行っていく上での課題の共有などを行った。
課題	地域部活動の実施にあたっては、実施主体となるスポーツ団体等の整備充実や、指導者の質・量の確保方策、大会参加、会費、保険、教員の兼職のあり方など、多岐に渡る課題がある。検討協議会での議論や、学校現場、保護者等の意見を丁寧に聴きながら着実に取組を進める必要がある。
令和5年度の取組方針 (新規・拡充等)	運動部及び吹奏楽部における休日の活動について、地域主体で行う取組をモデル校形式で実施する中で、課題の洗い出しや対応策の検討及び検証を行う。また、検討協議会において、全校実施に向け円滑に進めていけるよう、地域部活動のあるべき姿について議論を重ねていく。

施策
1
地域「ミニミニ」学び

施策
2
人権尊重・多文化共生

施策
3
学校教育

(このページは白紙です)

3 高等学校教育 ー市立3校の特色化・これからの社会で求められる力の育成ー

◆ 将来の目指す姿 -

- ・ 市立の高等学校として求められる役割、市立高等学校3校のそれぞれの特色、普通科、体育科、ものづくり機械科、電気情報科、商業学科それぞれの特徴を踏まえた、高等学校教育の一層の充実を目指します。
- ・ 私たちを取り巻く社会経済が大きな変革を迎える中、これから社会に出る生徒が新たな時代を豊かに生き抜くことができるよう、これからの社会において共通して求められる、自ら考え、判断し、表現する力を育む高等学校教育を目指します。

◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 -

- ・ 普通教室へのネットワーク環境構築による、高等学校教育の情報化の推進
- ・ 市立の高等学校として、より一層地域社会と連携したカリキュラムの推進や、地域社会を担う人材の創出を目指した取組の推進
- ・ 特別な支援を要する生徒が、学習、生活上の困難を克服し、卒業後の経済的自立などにつなげられるよう、市立琴ノ浦高等学校において通級指導を実施
- ・ 一層の実践的英会話能力の向上を図るため、海外語学研修の実施内容の改善

◆ 計画期間内に実施を目指す取組 -

- ・ 生徒、保護者、社会などの教育ニーズを踏まえた、市立高等学校3校のさらなる特色化の推進
- ・ 中学校・高等学校の生徒や教員間における連携した取組の実施



◆尼崎高等学校特色づくり推進事業 <主担当課：高校教育課>

<施策評価との関係>

目的	学力向上や進学率向上に向けた学習指導や課題解決型学習を行うことで、これからの「生きる力」を育むとともに、体育科専門科目改編の推進や地域に開かれた学校づくり等の市尼改革に取り組み、尼崎高等学校の特色化・魅力化を推進する。
取組と成果	体罰事案を受け、体育科専門科目を改編し、スポーツを科学的視点で学ぶため、昨年度導入した様々な機器を授業や部活動において活用するとともに連携協定を締結している大阪体育大学等の講師による特別講座を継続して実施し、理論と実践を融合した学習を展開している。また、生徒が幼児運動や幼児体育を科学的な視点で探究し、市立幼稚園と連携してその成果を幼稚園児の遊び（運動）につなげる取組を実施し、学校が主体となって地域に開かれた学校づくりを進めた。
課題	市尼フェスタ等の地域に開かれた学校づくりを一層推進するため、より学校と生徒が主体となって企画・実施できるよう支援するとともに、高校改革の一環として国際総合類型（特色選抜入試）の特色化や魅力化を推進していく必要がある。
令和5年度の取組方針 (新規・拡充等)	学校が主体となって、市尼フェスタをはじめ地域に開かれた学校づくりに取り組みめるよう支援する。国際総合類型で尼崎高等学校に入学した生徒に対して、グローバル社会で活躍するために必要な語学力（英語）の向上や資質・能力の育成を目的とした新たな教育プログラムを実施し、更なる国際総合類型の特色化や魅力化を図る。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆尼崎双星高等学校特色づくり推進事業 <主担当課：高校教育課>

<施策評価との関係>

目的	音楽類型における専門の講師を招いた技術指導や専門学科における各種技能検定試験に向けた実践的な指導、また課題解決型学習やSTEAM教育を行うことで、これからの「生きる力」を育むとともに、地域に開かれた学校づくりに取り組み、尼崎双星高等学校の特色化・魅力化を推進する。
取組と成果	専門学科に設置した高性能PC等を活用して専門教育やプログラミング教育等を実施した。また、学校や生徒が持つ専門性を活かし、民間企業と連携しながら、小学生を対象にロボットの操作体験を通じて学ぶプログラミング教室を実施する他、模擬人工衛星の製作のノウハウやSTEAM教育の成果を活かして小・中学生を対象にロケットづくり等の科学的体験事業を実施し、地域に開かれた学校づくりを進めた。
課題	地域とつながる高校改革を進めるため、専門学科に設置した高性能PCやソフトウェアを活用して効果的な授業展開や取組を行っていく必要がある。普通科においても民間企業や地域の大学等の協力のもと体験的な授業を展開するとともに、プログラミング教育等において小・中学校と連携をしながら体系的な教育を進めていく必要がある。
令和5年度の取組方針 (新規・拡充等)	今後も学校が持つ特色・魅力ある専門教育や模擬人工衛星の製作・研究を通じた教科横断的なSTEAM教育を推進するとともに、その専門性やノウハウを活用した小・中学校との連携や体系的な教育を進めていく。また普通科においては民間企業や地域の大学等の協力のもとプログラミング教育を実施するとともに、小・中学校との連携を深めていく。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆琴ノ浦高等学校特色づくり推進事業 <主担当課：高校教育課>

<施策評価との関係>

目的	自立支援事業や技術力向上事業、地域貢献事業を通じて基礎学力の定着や技術力の向上、地域との交流等を図り、また課題解決型学習等を行うことでこれからの「生きる力」を育むとともに、地域に開かれた学校づくりに取り組み、琴ノ浦高等学校の特色化・魅力化を推進する。
取組と成果	基礎学力に不安のある生徒や特別な支援を必要とする生徒が増加している中で(R3:16人(21.9%)→R4:20人(31.2%))、スタディーサポート事業等の既存の事業を積極的に活用しながら対応する等、きめ細かな学習指導を行った。また、社会力育成や地域貢献の一環として尼崎商工会議所と連携したイベントに出店する等、地域に開かれた学校づくりに取り組んだ。
課題	生徒への自立支援や社会力育成の一環としても地域や民間企業との交流・連携は有益であるため、地域に開かれた学校づくりにより一層取り組むとともに、更なる特色化や魅力化を図る必要がある。また、特別な支援や配慮が必要な生徒が増加する中で、今後もきめ細かな学習指導や支援を行う必要がある。
令和5年度の取組方針 (新規・拡充等)	学校や生徒が主体となって地域に開かれた学校づくりを進めるとともに、今後も生徒の特性や状況に応じたきめ細やかな学習支援や自立支援を図る。また、スクール・ポリシーの策定を契機に更なる特色化や魅力化を図っていく。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆スクール・ミッション及びポリシーの策定 <主担当課：高校教育課>

<施策評価との関係>

目的	これからの時代を見据え、市立高等学校の存在意義、社会的役割、目指すべき学校像を再定義するためスクール・ミッションを策定し、スクール・ミッションの実現に向けて各校においてスクール・ポリシー（育成を目指すべき資質・能力に関する方針、入学者受け入れに関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針の三つの方針）を策定する。
取組と成果	市立高校改革の取組として、「体罰根絶アクションプラン」で掲げた具体的取組を着実に進めるとともに、市立高校改革の趣旨を踏まえながら生徒や教職員等が一丸となって各校でスクール・ポリシーを策定した。
課題	体罰のない学校づくりに向けて、今後も「体罰根絶アクションプラン」で掲げた具体的取組の進捗管理を行い、スクール・ミッション及び各校のスクール・ポリシーに基づき教育活動を進めていく必要がある。
令和5年度の取組方針 (新規・拡充等)	「体罰根絶アクションプラン」で掲げた取組の進捗管理を行うとともに、入学説明会等でスクール・ミッションや各校のスクール・ポリシーの周知を図るとともに、それらに基づく教育活動等を実施し、市立高等学校の更なる特色化・魅力化に努めていく。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

(このページは白紙です)

4 豊かな心の育成、いじめ防止 —他人の気持ちが分かる児童生徒の育成・いじめを予防、対処できる教育の実施—

◆ 将来の目指す姿 -

- ・ 多様性を受容し、相手の気持ちになって考えることができる、他人の気持ちが分かる児童生徒の育成を目指します。
- ・ いじめはどこでも起こるものとして、予防・対処できる教育、児童生徒自身も傍観者ではなく仲裁者になることができる力の育成を目指します。
- ・ 互いの考えを出し合える児童生徒の関係の構築、意見を言う力と聞く力の育成を目指します。
- ・ いじめの「重大事態」に該当するような深刻ないじめ等が発生した場合に、被害者に寄り添った丁寧かつ適切な対応ができるよう、学校園及び教育委員会の体制を整えます。

◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 -

- ・ 専門的知識を有する支援員による出前授業の実施から児童生徒による主体的なスマホルール作りの導入へ繋げるなど、情報モラル教育の一層の充実に向けた取組の実施
- ・ 自殺予防教育プログラム「GRIP」のモデル実施の成果と課題を踏まえた実施校数の順次拡大

◆ 計画期間内に実施を目指す取組 -

- ・ 様々な生徒指導上の課題に迅速かつきめ細かくに対応するため、業務の再整理などによる生徒指導体制の強化の検討

◆情報モラル向上支援事業 <主担当課：いじめ防止生徒指導担当>

<施策評価との関係>

目的	スマホ等 SNS 機器を利用したネットいじめ等の未然防止に向けた対応が急務となっている。児童生徒自らがスマホ等の使い方について考える機会を持つことにより、主体的に扱いについてのルールを考え、節度あるスマホ等の使い方を浸透させる。
取組と成果	小学校で 24 校、中学校で 13 校、高等学校で 2 校、出前授業を実施し、新たに 4 年度においては小学校で 7 校、中学校で 3 校、高等学校で 2 校が校内でネットについてのルール作成することができた。ルールの作成では、児童会や生徒会で案を作り、全校生が投票して、学校としてのルールを定めたという取組例があった。
課題	児童生徒のスマホ所持率増加とともに、スマホを介したトラブルやネットいじめも増加傾向にある。今後も取組を継続し、児童生徒自身がスマホやタブレットの扱いに関して主体的にルールを考え、事案を未然に防ぐことが必要である。
令和 5 年度の取組方針 (新規・拡充等)	情報モラルの向上を図るため、引き続き小・中・高等学校に支援員を派遣し、出前授業を実施する。また、希望校を募りスマホサミットを実施することで、児童生徒が主体的にスマホルールやネットの活用について考える機会を設ける。



◆学校支援専門家派遣事業 <主担当課：いじめ防止生徒指導担当>

<施策評価との関係>

目的	学校が抱える問題が複雑化・深刻化することにより、これまでの学校の対応では困難で、かつ緊急性が高い状況が見られることから、より高い専門的支援を行うことにより、学校が自信を持って対応し、問題の早期解決を図ることを目指す。
取組と成果	医療分野では、発達に特性のある児童生徒の対応についての助言を得て、各学校の実践に活かした。法曹分野では、学校だけでは対応に苦慮する事案について、法的な根拠をもとに助言を受け、学校は自信を持って対応できた。教育分野では、自殺予防教育に取り組むための助言を得た。
課題	保護者の多様な要求に対して、学校が対応を苦慮する事案が増加傾向にある。不登校傾向や希死念慮を持つ児童生徒への対応についても、専門家からのより細やかな対応に関する助言が必要であり、今後も学校が活用できる体制づくりが必要である。
令和 5 年度の取組方針 (新規・拡充等)	教職員が児童生徒にきめ細やかな支援や指導を行うため、専門家からの助言を積極的に取り入れられるよう、学校との連携を強化する。いじめ対応や生徒理解、カウンセリングマインド等の助言や校内研修等での活用を推進する。



◆いじめ対応について <主担当課：いじめ防止生徒指導担当>

<施策評価との関係>

目的	中学女子生徒の自死事案に対し、第三者委員会から再発防止策の提言を受け、再発防止策に取り組んでいる。また、市立高等学校いじめ重大事態での提言を受け、各学校においては、いじめ対応の理解を深め、児童生徒が過ごしやすい学校づくりを目指す。
取組と成果	指導主事による年2回の学校訪問において、取組状況を確認し指導助言をするとともに全教員を対象に研修を行った。教員のいじめに関する感度が向上し、いじめの認知件数は令和3年度4,995件から令和4年度5,800件に増加し、早期発見、早期対応につながった。
課題	いじめ対応については、情報共有を含め組織的な対応や統一アンケートの活用等に学校間格差等が見られるため、今後も継続した研修等の取組が必要である。
令和5年度の取組方針 (新規・拡充等)	様々な層の教員を対象とした研修と、指導主事による学校訪問の際、教員を対象としたいじめ対応研修を継続し、いじめに関する教員の認知力、対応力の向上を目指す。市内各校のいじめ対応について、好事例を学校訪問の際に伝えていくことで、学校間格差の解消に努める。



◆校則見直しについて <主担当課：いじめ防止生徒指導担当>

<施策評価との関係>

目的	校則は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものとなっているか、児童生徒の人権に十分に配慮されているか等、絶えず積極的に見直していく必要がある。また、校則見直しに児童生徒が主体的に参加し、自分の意見にも価値があると思えたり、自分自身や自分の通う学校に自信や誇りを持てるようにする。
取組と成果	令和4年文部科学省の生徒指導提要の改正を受けて、「校則の見直しに関するガイドライン」を策定した。校長会や生徒指導担当者会等において、生徒主体や、生徒と教員が議論を行っている事例等を共有し、校則の見直しがより積極的に進むよう支援している。また、各校の校則が必要かつ合理的であるかどうかの視点で見直しを行えるよう取り組んでいる。
課題	学校や地域の状況、社会の変化を踏まえて、校則の意義を適切に説明できないようなものについては、現状に合う内容に変更する必要があるか、本当に必要なものか、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、影響を受けている児童生徒がいないか等、検証・見直しを図ることが常に求められる。
令和5年度の取組方針 (新規・拡充等)	校則の内容について、児童生徒の人権に十分に配慮され、意見を表明する権利が守られているかなど、絶えず積極的に見直していく必要がある。各学校は主体的に、ガイドラインに記した以下3つの観点から校則の見直しへ取り組む。 ①児童生徒等が、校則の見直し過程に参画できるような仕組みを構築する。 ②必要かつ合理的な範囲内で学校や地域の実情に合わせて制定する。 ③校則(学校の決まり等)を公表する。



◆いじめ防止研修 <主担当課：学び支援課>

<施策評価との関係>

目的	本市で発生した中学女子生徒の自死事案に関する尼崎市いじめ問題対策審議会（第三者委員会）の提言を踏まえ、二度と同様の事案が発生しないようにするため、幼・小・中・高等学校の全教職員に対し、いじめに関する感度の向上、危機管理対応、SNS 対策等の研修を実施し、いじめ防止及び開発的指導に関する知識・技能を確実に定着させる。
取組と成果	1～3 年次研修において、子ども達の望ましい行動を育てる「ポジティブ行動支援」について学ぶ研修(3 回)を実施した。また、全教職員を対象とした「情報モラル・セキュリティ研修講座」(1 回)や「特別活動研修講座」(1 回)においてもいじめ予防をテーマに取り上げた。さらに、高等学校教職員を対象に、いじめの問題点やいじめに関連した発達特性等への理解を深める研修(4 回)を実施した。
課題	教職員のいじめに関する感度の更なる向上や、いじめの早期発見・対応等に向けた体制の強化につなげるための、より効果的な研修を実施する必要がある。
令和5年度の 取組方針 (新規・拡充等)	教職員一人ひとりのいじめに対する感度の更なる向上を図り、いじめの早期発見、対応等に向けた体制の強化につなげることができるよう、様々なテーマの研修においていじめ防止について取り上げるなど、より効果的な研修を実施する。また、高等学校教職員を対象としたいじめ防止研修も、引き続き実施していく。

施策
1
地域コミュニティ・学び

施策
2
人権尊重・多文化共生

施策
3
学校教育

5 不登校対策 — 児童生徒一人ひとりに寄り添った教育 —

◆ 将来の目指す姿 -

- ・ 人権意識や多様性が確保された学校環境を創ることにより、不登校にならないようにするための学校づくりを進めるとともに、不登校児童生徒の学校外の居場所、学習環境の確保や親への支援など、支援の充実を目指します。
- ・ 児童生徒が抱える困難は、内容も程度も様々であることから、それぞれのニーズに応えることができる支援策を講じ、児童生徒一人ひとりに寄り添った教育の実現を目指します。

◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 -

- ・ 福祉的観点からの支援の充実を踏まえたスクールソーシャルワーカーの増員
- ・ 子どもの育ち支援センターや地域の居場所など、福祉分野との一層の連携による、不登校児童生徒やその保護者に対する支援の充実

◆ 計画期間内に実施を目指す取組 -

- ・ 不登校児童生徒それぞれのニーズに応じた、特色ある「教育支援室」の増設



◆不登校対策事業

<主担当課：こども教育支援課>

<施策評価との関係>

目的	「多様性を認める学校づくり」を進めると同時に、多職種の専門家や関係諸機関とも連携・協働しながら、個々の児童生徒の状況に応じた支援を展開していくことで、不登校の未然防止・早期発見・早期対応を目指す。
取組と成果	登校しにくい、教室で授業を受けることが難しい児童生徒に対して、こども自立支援員による家庭訪問や校内別室における学習支援等を行った。また、「多様性の理解」を深めるため、不登校担当教員を対象に、発達課題や特別な支援が必要なこども理解に関する研修を実施した。さらに、個々の状況に応じた支援を展開していくために、「不登校の子ども理解・支援ハンドブック」を作成し、学校への周知を行った。
課題	学校が不登校児童生徒の状況に応じて、工夫した取組を行っているが、その実践が十分に共有されていない。不登校児童生徒への切れ目ない支援を行っていくため、小学校から中学校への引継ぎや多職種の専門家、関係諸機関等の連携体制をより強化していく必要がある。
令和5年度の取組方針 (新規・拡充等)	不登校児童生徒への対策支援を、具体的・計画的・継続的に行うため、「不登校児童生徒支援シート」を作成し活用する。多様性を認める学びの場を作るため、先進事例の視察や有識者会議から知見を得る等、不登校特例校の調査研究を行う。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆心の教育相談事業

<主担当課：こども教育支援課>

<施策評価との関係>

目的	いじめや不登校、虐待等、子どもが関わる課題は依然として憂慮すべき状況にあるため、教育委員会事務局にカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、子ども、保護者、教職員、市民等を対象にした相談業務や支援活動を通じて、不安や悩み、課題の解消等を図る。 匿名報告アプリ活用事業は、いつでもSOSを出せる環境をつくり、心理の専門家が丁寧に対応する。重篤なケースは、教育委員会、学校、関係機関等で情報共有し早期に適切な対応につなぐ。
取組と成果	SSWと学校との連携強化を図るため、SSW活用研修および成果報告会を実施したことにより、幼小中高の一貫した学校園支援体制が一部構築できた。匿名報告アプリ活用事業においては、SNS相談員の専門性を活かした対応で、学校等と連携し、解決に向かった案件が数件あった。教育相談事業では、スーパーバイズの設置によりカウンセラーのスキルを高め、支援体制づくりを行った。
課題	相談件数の増加及び相談内容の複雑化・多様化に伴い、SSWによる支援を十分に行うことが難しくなっている。匿名報告アプリ活用事業においては、SNS相談員が週4日の勤務のため、対応が遅くなるがあった。教育相談事業では、不登校に関する教育相談数の面接相談が年々増加しており(R2:66件、R3:109件、R4:151件)、今後も増加傾向にあると考えられる。
令和5年度の取組方針 (新規・拡充等)	SSW推進事業では、緊急課題に対応するため、配置体制を見直し、迅速な対応を目指す。また、切れ目のない、幼小中高の一貫した学校園支援体制構築の更なる充実を目指す。匿名報告アプリ活用事業においては、SNS相談員を2人に増員し週5日体制とし更に丁寧な対応を目指す。教育相談事業では、不登校に関する相談に対して、解決に向けた支援を行うため、ほっとすてっぷやサテライトとの連携、またスクールソーシャルワーカーや自立支援員との合同研修を実施する。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆教育支援室運営事業 ＜主担当課：こども教育支援課＞

＜施策評価との関係＞

目的	学校以外の学びの場として教育支援室「ほっとすてっぷ」「サテライト教室」を運営し、不登校児童生徒の個々の状況に合わせた段階的な支援を行うことにより、不登校不登校児童生徒の社会的自立をめざす。
取組と成果	教育支援室「ほっとすてっぷ」では、不登校児童生徒の強みや興味・関心を大事にしたカリキュラムを作成し、一人ひとりの思いに寄り添った支援を行った。また、「ほっとすてっぷ」やサテライト教室の周知を図るために、「不登校ポータルサイト」を作成し発信した。
課題	教育支援室3教室(登録上限人数 EAST:40人, WEST:20人, SOUTH:20人)とも、年度途中(12月末)に登録上限に達し、受け入れが難しくなった。多様な支援を必要とする児童生徒が増えてきており、一層の個別に対応した支援が必要となっている。
令和5年度の取組方針 (新規・拡充等)	受け入れを可能な限り行えるように、受け入れ体制について検討を行う。教育支援室における支援体制を強化するため、「ほっとすてっぷ EAST」を中心に多職種の専門家(いくしあのリソースを最大限に活用)と連携した取り組みを行う。

施策
1
地域コミュニティ・学び

施策
2
人権尊重・多文化共生

施策
3
学校教育

(このページは白紙です)

6 特別支援教育 —インクルーシブ教育システムの展開—

◆ 将来の目指す姿 —

- ・ 障害のある児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となる特別支援教育を目指します。
- ・ 障害のある児童生徒が十分に支援を受けられるための合理的配慮の提供と、その基礎となる環境整備の充実に取り組み、児童生徒の実態に応じて、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの場で適切な教育を受けることができる特別支援教育を目指します。

◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 —

- ・ インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育のあり方の検討などを行うための検討委員会の設置
- ・ 特別支援教育を推進するモデル校の設置
- ・ 特別支援教育のあり方などについて、学識経験者をはじめとする専門家によるアドバイス体制を構築

◆ 計画期間内に実施を目指す取組 —

- ・ 検討委員会での検討内容やモデル校での取組の成果を踏まえた、インクルーシブ教育システムの全市展開による、就学前段階からの切れ目のない支援の充実
- ・ 若手、中堅、管理職、学級担任、コーディネーターや指導主事など、それぞれの経験や立場に適した特別支援教育に係る研修体系の再構築
- ・ 尼崎市立あまよう特別支援学校や兵庫県立の特別支援学校、子どもの育ち支援センターや福祉部局など、施設や分野を超えた一層の連携による支援の充実



◆インクルーシブな教育の推進 <主担当課：特別支援教育担当>

<施策評価との関係>

目的	全ての支援の必要な子どもたちの自立と社会参加に向け、関係機関との連携を進め、学校園全体で一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導支援を行うとともに、誰もが多様性を理解し尊重し支え合う共生社会の担い手となる子どもたちの育成を目指す。
取組と成果	全ての小・中学校に特別支援教育支援員を配置し、発達障害を有し、教育上特別の支援を必要とする児童等に個別の支援や、落ち着かない場面での寄り添い等の学習面・行動面における支援を行うことができた。また、市民団体による勉強会の講師として参加し、本市のインクルーシブ教育についての理解、啓発を図るとともに、意見交流の場を持つことができた。
課題	特別支援教育支援員が2校兼務をしている20校は、継続的に支援を行うことができないため、効果的な支援を行うことが難しい。また、教育上特別の支援を必要とする児童生徒の増加や支援の多様化に伴い、バリアフリー法の趣旨を踏まえた基礎的環境整備が必要である。
令和5年度の取組方針 (新規・拡充等)	小・中・高等学校において生活介助員を増員し、生活上の困難にかかる支援体制を充実させるとともに、小・中学校において特別支援教育支援員を1校に1人ずつ配置し、発達の特性などにより、個別に支援を必要とする児童等が増加していることに伴う支援体制を充実させる。また、特別支援教育検討会議に市民委員を加え、様々な立場からの意見を聴取する。さらに、こども家庭庁が実施するこどもデータ連携実証事業に取り組むことで、幼保小の連携を図り、教育上特別の支援を必要とする児童の早期支援に繋げる。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆特別支援教育サポートシステム事業 <主担当課：特別支援教育担当>

<施策評価との関係>

目的	特別な支援を必要とする児童等の個々の障害の状態や教育的ニーズに応じて、ボランティアの配置やタクシーの使用、看護師の派遣等を行うことにより、学習面・行動面等への支援の充実を図るとともに保護者負担を軽減する。
取組と成果	特別支援ボランティア155名が、年間延べ約3,800日活動したことにより、教育上特別の支援を必要とする児童等に対し、学習面、生活面等の支援を行うことができた。また、市民向けに特別支援ボランティア養成講座、活動者に研修を実施し、特別支援教育に関する理解を深めることができた。
課題	教育上特別の支援を必要とする児童等が年々増加しており、ボランティアの確保、校外行事におけるタクシーやリフト付きバスの使用に係る予算措置や看護師の確保等、支援体制の充実と保護者負担の軽減を図る必要がある。
令和5年度の取組方針 (新規・拡充等)	「尼崎市特別支援教育基本方針」に基づいて、個々の教育的ニーズに応じた支援を行うため、特別支援ボランティアやプール介助員を配置するとともに、校外行事におけるタクシーの使用や看護師の派遣等、支援体制の充実を図る。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆看護師派遣業務委託事業 <主担当課：特別支援教育担当>

<施策評価との関係>

目的	あまよう特別支援学校の登下校及び全ての学校園における教育活動中において医療的ケアが必要な児童等の安全を確保するために、看護師等を配置又は派遣する。
取組と成果	病院と委託契約を結び、看護師を派遣することにより、あまよう特別支援学校及び小・中学校に在籍する医療的ケアが必要な児童等に対して、喀痰吸引や経管栄養など必要な医療的ケアを行い、安全に学校生活を送ることができた。
課題	あまよう特別支援学校の児童生徒数の増加、障害の重度化、医療的ケアの多様化に対応し、適切な医療的ケアを行うことで、児童等が安心して安全に学校生活を送るとともに保護者の通学に係る負担を軽減するためには看護師の継続的な確保、質の向上が必要である。
令和5年度の取組方針 (新規・拡充等)	「尼崎市立学校園における医療的ケア実施体制ガイドライン」に基づき、学校、病院、市教育委員会が連携を密にして、それぞれの役割を果たしつつ、市立学校園における医療的ケアを必要とする児童等に対し適切な医療的ケアを実施できる体制の整備をめざす。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆スクールバス運転業務委託事業 <主担当課：特別支援教育担当>

<施策評価との関係>

目的	あまよう特別支援学校の通学における安全を確保し、児童等の快適かつ効率的な送迎体制の充実を図るため、スクールバスの運行業務等を民間業者に委託する。また、人工呼吸器の使用等、重度の医療的ケアを必要とし、スクールバスに乗車できない児童等への介護タクシー使用を実施する。
取組と成果	あまよう特別支援学校のスクールバスの運転を委託し、児童等が安全に通学することができた。また、介護タクシーを使用することにより、重度の医療的ケアが必要等の理由により、スクールバスに乗車できない児童等も安全に通学することができた。4号車をノンステップバスに更新した。
課題	あまよう特別支援学校では児童等の障害の重度化により、児童等の通学にかかる負担軽減のために介護タクシー等の通学手段を維持していく必要がある。また、2ステップのスクールバスの老朽化に伴うノンステップバスへの更新が引き続き必要である。
令和5年度の取組方針 (新規・拡充等)	人工呼吸器を使用しているなど、重度の医療的ケアを必要とする児童生徒の安全な通学を保証するためのタクシーの運行台数を確保する。また、平成14年に購入したバスの更新を行う。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

(このページは白紙です)

7 教育環境の整備 — 未来社会を生きるための教育環境の実現 —

◆ 将来の目指す姿 -

- ・ 全市的な公共施設マネジメントの基本方針を踏まえた、学校園施設の適切な維持管理の取組を進めていきます。
- ・ 各学校園が児童生徒や地域のニーズに応じて、柔軟に教育環境の整備を行うことができるような環境づくりを進めていきます。
- ・ ICT が生活に不可欠となっている中で、学校教育においても積極的に ICT を活用しつつ、多くの情報の中から主体的に必要な情報を収集したり、自ら情報を発信したりすることができる「情報活用能力」の育成を図るなど、児童生徒がこれからの未来社会を生きるために不可欠な資質や能力が身に付けられる学習環境の実現を目指します。

◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 -

- ・ 今後の人口動向や中長期的な財政負担の見込みを踏まえ、児童生徒の安全等の確保やトータルコストの削減を図ることを目的として、学校園施設のマネジメントに係る計画を策定
- ・ 非常変災時において、より迅速に情報共有を図るための仕組みの構築
- ・ 安全な教育環境の確保に向け、熱中症計を全学校園へ配布し、「熱中症予防運動指針（尼崎市版）」と一体となった運用を実施
- ・ 各学校園における予算執行などに係る裁量範囲の拡大の検討及び家庭の教育費負担軽減に向けた取組の推進
- ・ 小学校・中学校等への校務用パソコンや大型提示装置、児童生徒用タブレット端末の配置をはじめとする ICT 環境の整備
- ・ 情報セキュリティ対策を講じることを前提とした、学校園の校務環境と学習環境の両面からの ICT 環境の整備、ICT 支援員の配置や ICT 利用ガイドライン策定などによる学校現場の ICT 活用促進

◆ 計画期間内に実施を目指す取組 -

- ・ 学校園施設のマネジメントに係る計画に基づく、優先順位を踏まえた計画的な施設修繕・更新の実施
- ・ 中学生の心身の健全な発達のため、おいしく栄養バランスの取れた中学校給食の実施
- ・ 中学校においても給食を生きた教材として活用した食育を推進
- ・ 会計の透明性確保、保護者の利便性向上などに向けた学校給食費の公会計化



◆学校施設マネジメント計画の推進 <主担当課：施設課／設備整備担当>

<施策評価との関係>

目的	本市では高度成長期から人口急増などにより多くの学校施設を建設し、現在では築後40年以上経過した校舎等が6割を占めている。今後は改築や改修に莫大な経費が必要となる見込みであることから、維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能、性能の確保が必要であり、児童生徒等の安全や良好な教育環境の確保を図るため、本計画を推進する。
取組と成果	「学校施設マネジメント計画」に基づき、令和5年度から令和14年度まで(10年間)における学校施設の建替・改修の実施校や内容を明らかにし、事業の計画的かつ効率的な取組を推進するための「学校施設マネジメント計画(実施計画)」を策定した。これにより、令和5年度以降実施予定の事業内容が具体的なものとなり、可視化できるようになった。
課題	ICTや少人数学級、多様な児童生徒への対応など社会情勢の変化に応じた新しい学校施設や今後さらに児童生徒が減少した際の余裕教室の活用方法などを検討し、実施計画で建替等が予定されている学校について具体的に反映していく必要がある。
令和5年度 の取組方針 (新規・拡充等)	「学校施設マネジメント計画(実施計画)」に基づき、下坂部小学校については建替に係る官民連携手法の導入可能性調査及び耐力度調査を実施し、大島小学校・南武庫之荘中学校・園田中学校については設備改修設計の実施、また、全校を対象にLED改修設計を実施する。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆各種施設整備事業 <主担当課：施設課／設備整備担当>

<施策評価との関係>

目的	経年劣化した施設設備をその実態に合わせて整備し、児童・生徒が安全かつ安心して学ぶことができるよう教育環境の改善を図るために整備する。
取組と成果	外壁整備(武庫庄小・小田北中・大成中・武庫東中)、屋上防水整備(園田小・常陽中)のほか、空調設備改修(尼崎高・立花幼)、ガス配管改修(武庫南小・武庫庄小・武庫東中・塚口幼)、給食室換気設備更新(難波小・大島小・浜田小・塚口小)、消防設備改修(明城小・清和小・杭瀬小・成文小・立花西小・塚口小・尼崎北小・常陽中・尼崎高・竹谷幼・武庫幼)等の設備改修を実施した。
課題	児童・生徒が安全かつ安心して学ぶことができる環境を維持・改善していくため、引き続き各種改修工事を行う必要がある。老朽化が進んでいる施設設備が多いことから、計画的な改修工事を実施することが課題である。
令和5年度 の取組方針 (新規・拡充等)	屋上防水整備(浦風小・武庫南小・園和北小・中央中・南武庫之荘中・園田中)のほか、空調設備改修(尼崎高)、消防設備改修(明城小・立花南小・武庫南小・武庫の里小・大成中・尼崎高)、消火配管漏水改修(園和北小)、非常用放送設備改修(明城小・武庫南小・大成中)、電気設備不具合改修(明城小・園和北小・大庄北中・立花中・武庫中・武庫東中)等を実施する。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆衛生的なトイレの整備 < 主担当課：施設課／設備整備担当 >

< 施策評価との関係 >

目的	小中学校のトイレ整備については、内装を全面改修するとともに手洗いの自動水栓化やセンサー付き照明器具の設置など設備機器を改修し、湿式のトイレを乾式に改修(ドライ化)するもの。また、便器についても和式から洋式に改修し、児童・生徒にとって、利用しやすい清潔で明るいトイレにすることで、衛生的かつ健康的な学校生活環境の確保を図るために整備する。
取組と成果	トイレ整備(ドライ化)については、床・壁・間仕切りの改修に加え、洋式便器を設置している。令和3年度に全ての小・中学校で1棟以上のトイレ棟整備が完了した。令和4年度からは、洋便器率が低い学校園から改修を進めており、小学校3校(名和小・塚口小・園和北小)、中学校1校(大庄北中)の整備を実施した。洋便器化率は、令和4年度末現在、学校園全体で67.4%となっている。
課題	トイレ整備には、多額の経費が掛かることから、国庫補助金の活用が必要であり、財政負担を考慮した計画的な整備が必要である。また、配管改修が不要な場合には、簡易工法を用いるなど整備費用を縮減することで、できるだけ早急に洋便器化を進める必要がある。
令和5年度の取組方針 (新規・拡充等)	小学校、中学校及び高等学校のトイレ整備(成徳小・日新中・尼崎高)を実施する。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆要保護・準要保護児童生徒就学援助 < 主担当課：学事企画課 >

< 施策評価との関係 >

目的	経済的理由により、就学困難な小・中学校に通う児童生徒の保護者に対して、学用品費等の一部を支給することによって、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、義務教育の円滑な実施を図る。
取組と成果	経済的理由により、就学困難な小・中学校に通う児童生徒の保護者に対し、日々必要となる学用品費のみならず、修学旅行費等の一時的な経費を支給対象とすることで保護者の経済的な負担軽減を行った。また、オンライン環境未整備の準要保護児童生徒がいる81世帯に対してオンライン学習通信費を支給することで学習環境の整備を進めることができた。
課題	学用品費の支給単価の増額には新たな財源確保が必要となる。また、学用品の種類によって、保護者に必要以上の負担となっていることも考えられることから、引き続き、各学校の状況調査や把握を行い、保護者の負担軽減に向けた取組の検討を行う必要がある。
令和5年度の取組方針 (新規・拡充等)	各学校が保護者から徴収している副教材費の状況について、引き続き把握を行い、その状況について、学校と共有する中で負担軽減に向けた検討を行う、また、オンライン学習環境の整備に要する支援についても、引き続き行っていく。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆学校給食費徴収管理関係事業 <主担当課：学校給食課>

<施策評価との関係>

目的	学校給食費の公会計を通じて、学校給食費の徴収管理に係る教員の負担軽減や学校給食費会計の透明性の確保、保護者の利便性向上、適正な債権管理を行う。
取組と成果	令和3年度から公会計を導入し、引き続き公会計について保護者などへの周知、給食申込や口座振替等の諸手続きを推進するとともに、給食費徴収管理システム等を活用し、債権管理業務の円滑な執行を図った。また、新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖等に伴う給食費の還付・減額を行うとともに、徴収率向上のため、催告状の発送や電話催告を行った。
課題	徴収率が目標値の99.5%を下回っていることから、引き続き、学校給食費の滞納の抑制及び滞納整理に積極的に取組み、徴収率の更なる向上を図る必要がある。(目標現年度徴収率99.5%) 【参考】現年度徴収率の推移：令和3年度98.6%→令和4年度98.3%
令和5年度の取組方針 (新規・拡充等)	滞納抑制を図るために口座振替率の向上や納期限を経過した事案への催告書の送付、電話による催告など積極的なアプローチに取組むほか、新たに児童手当からの申し出徴収制度を令和5年10月から導入する。また、滞納状況を見極めつつ、市の債権回収業務委託事業を活用した弁護士による催告を実施するとともに、法的措置を視野に入れた滞納整理にも取組む。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆小学校給食関係事業 <主担当課：学校給食課>

<施策評価との関係>

目的	学校給食法第2条に基づき、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し、安全・安心な学校給食を実施し、児童・生徒の心身の健全な発達に寄与する。
取組と成果	市内産米や田能のさといもといった市内農産物を使用した給食を活用し、食育の推進を図った。栄養教諭等向けの研修や、衛生管理を徹底するため給食室の巡回指導を行うなど、安全・安心な学校給食の提供に努めた。これまで通りの栄養バランスのとれた給食の提供を行うため、食材費の物価高騰分を公費で対応し、保護者の負担軽減を図った。また、牛乳パックの再資源化の取組みを行った。
課題	安全・安心な学校給食を提供するため、給食室の計画的な施設及び備品等の更新計画の策定が急務である。また、急激な物価高騰が続いている中、給食費の改定について、保護者負担や栄養バランス、食育等を考慮し進めていく必要がある。
令和5年度の取組方針 (新規・拡充等)	保護者から要望のある給食実施回数増の取組むほか、安全・安心な給食の提供に向けて、衛生管理を徹底し、給食施設・設備の点検、更新や栄養教諭等を対象とした研修などを実施する。物価高騰下においても、栄養バランスのとれた給食を提供するため、食材費の物価高騰分を公費で負担することを検討する。なお、今後の物価高騰等を見据え、給食費の改定について検討し、方向性を示す。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆給食調理業務委託関係事業 < 主担当課：学校給食課 >

< 施策評価との関係 >

目的	給食調理業務を民間事業者へ委託することにより、給食内容等の充実及び業務の効率的な運営を図るとともに、学校における食育を推進する。
取組と成果	令和4年度においては、新たにあまよう特別支援学校を委託するとともに、契約期間満了に伴う6校を加えた計7校に係るプロポーザルによる業者の選定を行った。また、安定した運営を行うため従事者の調理業務の経験年数など、募集要件の見直しを行った。
課題	調理師の退職動向等に合わせて民間委託を進める予定であり、全校委託化の目標年度の設定が困難である。また、有資格者の調理師等の人材確保が厳しい情勢にあり、引き続き有資格者の要件の見直しなどを検討する必要がある。また、特定年度に選定校数が集中しており事業者の負担が大きいため、選定校数の平準化が必要である。
令和5年度の取組方針 (新規・拡充等)	令和5年度末に契約終了となる委託校の業者選定を行う。委託校における調理業務の遂行状況を確認・指導、委託事業者へのヒアリングの実施やさらなる要件の見直しを検討するなど、安全・安心な給食提供に努める。また、選定校数の平準化についても取り組む。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆中学校給食関係事業（学校給食センター整備運営事業含む）< 主担当課：中学校給食担当 >

< 施策評価との関係 >

目的	成長期にある生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスの取れた給食を提供することにより、健康の保持増進、体位の向上を図るとともに、学校給食を生きた教材として活用するなど、生徒が食に関する正しい理解と望ましい食習慣を身につけることを目指す。
取組と成果	事業者に対して調理、配送、維持管理などの業務について、要求水準書等に適合しているかを確認するモニタリング（月次・随時）を実施するなど、安定した事業運営に努めた。また、今後の中学校給食の取り組みの参考とするため、生徒へのアンケート調査を実施した。学校給食センターの栄養教諭が、各中学校において配膳等の給食指導等を行った。
課題	学校における日常の衛生管理の徹底やアレルギー事故等を防止するため、教職員が学校給食に関する知識を身につけ活用し、学校が組織的に対応することが不可欠である。また、生徒の自発的な活動を促すことにより自らの健康に関心を持ち栄養バランスのとれた食事の実践など、将来に向けて食に関する自己管理能力を育むよう市教委・学校・家庭が連携して食育に取り組む必要がある。
令和5年度の取組方針 (新規・拡充等)	事業者(SPC)に対して効率的かつ効果的にモニタリングを実施するなど、安全で安心なおいしい給食の提供に取り組む。また、教職員の資質向上を図るための各種研修を実施するとともに生徒が自ら考えた給食の献立を募集・表彰する中学校給食献立コンクールや保護者試食会を実施するなど食育の推進に取り組む。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆校務員業務の執行体制の見直し <主担当課：職員課>

<施策評価との関係>

目的	児童生徒が安全に学校生活を送ることができ、また、教職員が安心して児童生徒の指導にあたることができるよう、学校環境整備を行う。
取組と成果	令和3年度までに計13校（小学校6校、中学校6校、特別支援学校1校）の委託を行ってきたところであり、令和4年度からはプロポーザル方式による業務委託を実施している。特に、業者ならではの専用機材を活用した作業や児童生徒との関わり方などについて、学校からは一定の評価を得られている。
課題	これまでの委託の実績を踏まえ、安定的な体制での委託校拡大を進める必要がある。
令和5年度の取組方針 (新規・拡充等)	令和4年度からプロポーザル方式による業務委託を実施しているところであり、これまでの委託内容や評価を踏まえて、引き続き学校の環境整備を充実させるとともに、今後の委託に向けた検討を行う。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆教育 ICT 環境の整備 <主担当課：学校 ICT 推進課>

<施策評価との関係>

目的	教育 ICT 環境の一層の充実と適正化を図るため、児童生徒及び教職員の ICT を活用した学習基盤を整備する。
取組と成果	児童生徒及び教職員の ICT を活用する基盤を適切に維持管理するとともに、小・中・高・特別支援学校に16名の ICT 支援員を配置し、8時30分から17時まで各校に1週間に1回程度1名を派遣し、ICTを用いた校務や授業などの支援を行った。支援した内容は、月1回の報告会で情報共有を行い、好事例等をウェブサイトを使用して各教職員に情報提供し、各学校での校務や授業の改善に役立ててもらっている。
課題	学習者用デジタル教科書等の ICT 機器を活用した新しい授業スタイルに対応した基盤の検証を進めていくとともに、国の取組や社会情勢の変化に応じた ICT 環境の整備を進めていく必要がある。
令和5年度の取組方針 (新規・拡充等)	引き続き ICT 支援員等を活用し、学校における ICT 機器を活用した授業支援の検討を行っていく。令和5年度には、小学校とあまよう特別支援学校（小学部）の全ての普通教室及び特別教室の一部に電子黒板を導入する。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆療養児等学習支援事業 <主担当課：学校 ICT 推進課>

<施策評価との関係>

目的	病気療養等で、学校に通学することができない児童生徒に対して、ICT を活用して学習保障を行うための環境整備を図り、教育の機会均等を確保する。
取組と成果	遠隔地からリモート操作できるタブレットスタンドを導入し、病気療養等の理由により学校に通学することができない児童生徒に対し、学校の授業に疑似的に参加できる環境を整備した。同時に、通信環境がない施設等で使用するための LTE 付き Wi-Fi ルーターを確保し、学校からの要請に応じて貸出を行った。(R4 貸出実績：3 名)
課題	引き続き、病気療養等の理由により通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対し、自宅や病院において遠隔教育を行うことを含めた、効果的な ICT 活用を推進する必要がある。
令和5年度の取組方針 (新規・拡充等)	学校からの要請に応じて、タブレットスタンドや LTE 付き Wi-Fi ルーターの貸出を、引き続き、実施していく。

施策
1
地域コミュニティ・学び

施策
2
人権尊重・多文化共生

施策
3
学校教育

(このページは白紙です)

8 教員の育成・勤務環境の整備 — 児童生徒と向き合える環境の整備 —

◆ 将来の目指す姿 -

- ・ 社会が急速に変化し、学校園に求められる役割がますます多様化する中、教員一人ひとりのキャリアプランを踏まえた幅広い研修体系の構築による計画的な人材育成、バランスの取れた人事配置などに取り組みます。
- ・ 児童生徒一人ひとりに寄り添った教育に取り組むため、児童生徒と向き合う業務に一層注力することができる環境の整備を目指します。

◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 -

- ・ あまっ子ステップ・アップ調査結果から自校の傾向などの分析に取り組むための研修の実施
- ・ 全小学校及び特別支援学校へのスクール・サポート・スタッフ配置の成果と課題を踏まえた配置時間の拡大や全中学校へ配置の検討
- ・ 部活動指導員のモデル校配置の成果と課題を踏まえた配置拡大などの検討
- ・ 市全体または学校園で実施している行事などについて、教員の働き方改革と児童生徒の負担軽減の観点から、必要性・有効性・効率性などを改めて検証した上での抜本的な見直し
- ・ 教員と事務職員が一体となって学校運営にあたるための勤務環境の整備・見直し
- ・ 体罰根絶に向けた有識者会議からの提言を受けた再発防止策の徹底

◆ 計画期間内に実施を目指す取組 -

- ・ あまっ子ステップアップ調査結果の分析から見える各学校の傾向などを踏まえた研修カリキュラムの再構築
- ・ 就学前教育、学力・体力向上、道徳教育、特別支援教育など、児童生徒の成長過程を踏まえ、系統立てた研修体系へ再構築
- ・ 組織の活性化に向けた県立高等学校や他市の市立高等学校との人事交流の活性化の検討
- ・ ICT環境整備における校務系システム更新による教員の校務効率化、勤務時間の可視化による働き方改革に向けた意識啓発
- ・ 教員の負担軽減などに向けた学校給食費の公会計化

◆勤務時間の適正化 <主担当課：職員課>

<施策評価との関係>

目的	教職員が、ワークライフバランスを図りながら、心身ともに健康で、専門性を高め、指導力を発揮できるよう教職員の業務削減や職場環境づくりに取り組む。
取組と成果	令和2年10月から、市内小学校、中学校、特別支援学校、高等学校に自動音声応答サービスを導入するなど、教職員業務の負担軽減に取り組んだ。また、スクール・サポート・スタッフを令和元年10月から全小学校と特別支援学校に、令和2年度、令和3年度、令和4年度は中学校へ拡充配置したことで、学校からは児童と向き合う時間が増えたなどの声もあり、一定の効果が得られた。令和4年4月から出退勤システムを市内小・中・高等学校に導入した。
課題	出退勤システムの導入により時間外在校時間をより正確に把握することが出来るようになり、その上限時間内達成率の悪化がみられた。今後、時間外在校時間における業務内容について把握する必要がある。
令和5年度の取組方針 (新規・拡充等)	教職員の時間外在校時間の上限時間内の達成率向上を図るためにその時間における業務内容の把握を行い、改善策を検討する。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆体罰防止研修 <主担当課：学び支援課>

<施策評価との関係>

目的	体罰防止に対する教職員の意識改革をはじめ、意識の醸成や意欲向上を図り、体罰根絶を図る。
取組と成果	一般教職員にアンガーマネジメント・ストレスコントロール研修、部活動指導教員に体罰防止指導法研修、管理職には体罰防止マネジメント研修を各2回実施した。各研修で「体罰等防止ガイドライン」の周知を行い、教職員、部活動指導教員を対象とした研修では、事例研究とともにトップアスリートの講演会を行った。これらの研修により、組織運営、コーチング理論、アンガーマネジメント等を学んだ。
課題	「体罰等防止ガイドライン」の継続的な周知の取組が必要である。また、体罰防止へ向けた特別研修の内容を引き継ぎ、さらに教育現場に浸透させる必要がある。
令和5年度の取組方針 (新規・拡充等)	外部の専門機関に委託して行った3年間の特別研修は、令和4年度で終了したが、引き続き、全校園種を対象に、「体罰等防止ガイドライン」の周知を含め、アンガーマネジメントやコーチング理論など、実践的な内容を盛り込んだ体罰等防止研修を実施する。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆人権研修 ＜主担当課：学び支援課＞

＜施策評価との関係＞

目的	教職員については、教育活動を通じて子どもが自らを尊い存在であると感じ、また他者に対しても同様に感じることができるように育成する指導力が求められる。そのため、人権問題や人権教育に関する認識を深めるための研修を実施し、資質と指導力の向上を図る。
取組と成果	令和4年度は、「多文化共生」、「ヤングケアラー」、「子どもの権利条約」、「LGBTQ」をテーマにした人権教育研修講座(4回)を開講するとともに、全校園種の人権教育担当者を対象とした研修(1回)を実施し、幼児・児童・生徒自らの人権に関する指導等、校内の人権教育の推進について振り返った。
課題	いじめ、体罰、不登校、虐待等、子どもを取り巻く様々な人権問題に対し、多様な研修を通して教職員の人権意識を高めていく必要がある。
令和5年度の取組方針 (新規・拡充等)	全校園種の人権教育担当者を対象とした研修では、引き続き自校内の人権教育を振り返る研修を実施し、児童・生徒が自らが持つ人権について学ぶとともに、他者の権利を尊重する気持ちを醸成できるような指導力の向上を図る。また、人権教育研修講座において、ヤングケアラー、子どもの権利条約、LGBTQなど、人権教育に関する知識を深める内容を盛り込む。



◆未来の学び研究事業 ＜主担当課：学校ICT推進課＞

＜施策評価との関係＞

目的	社会の変化に伴う新しい教育課題に対する先進的な研究を行い、教職員の指導力向上を図る。尼崎市版 GIGA スクール構想 (AGS) の実現に向け、ICT を活用し、「指導の個別化」や「学習の個性化」の授業スキルを身につけられるように推進していく。
取組と成果	ICT 活用推進部会では、全ての小・中・特別支援学校で編成された ICT 活用推進チームのメンバーが各校の取組を共有し、市内全体で ICT の活用が推進されるような仕組みを作ってきた。また、尼崎市版 GIGA スクール (AGS) リーディング・プロジェクト校を指定し、デジタル教科書や教材・アプリなどの実証研究を行った。その成果を公開授業や報告書等の資料を提示することで、各学校間で共有し、学校が目指すべき授業の方向性を示した。
課題	教員の ICT 活用指導力の向上に努めてきた結果、授業での ICT 活用は、一定進んできている。今後は、従来型の教員からの一方的な授業ではなく、ICT の特性を活かして、子ども達の「主体的・対話的で深い学び」につながるような、授業展開が必要である。
令和5年度の取組方針 (新規・拡充等)	ICT 活用推進部会及び AGS リーディング・プロジェクトについては、引き続き取り組みを進めていく。加えて、ICT を活用して、子ども達の「主体的・対話的で深い学び」につながる授業展開の研究を指導主事を中心となり、学校現場とともに進めていく。



(このページは白紙です)

9 学校園・家庭・地域社会一体となった教育の充実 ―学びの活動の輪が広がり、循環する仕組みづくり―

◆ 将来の目指す姿 -

- ・ 地域学校協働活動を、地域全体の新しい人づくり、つながりづくりの機会として捉え、子どもに関わる活動への多様な地域住民の参画や子どもたちの地域への関わりをきっかけとし、地域づくりに関する新たな課題に対応する学びの活動の輪が広がり、循環する仕組みづくりを目指します。
- ・ 社会教育の強みを活かし、あらゆる市民それぞれに適した学びを通じ、人づくり、つながりづくり、地域づくりを推進します。

◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 -

- ・ 地域学校協働活動を教職員や地域に浸透させ、一層充実したものとなることを目的とした、研修や市政出前講座の実施、PTA 向け学習会などの充実
- ・ 学校と地域との連携・協働をさらに推進し「地域とともにある学校づくり」を実現するため、モデル校における「コミュニティ・スクール」の導入
- ・ 人権教育小集団学習などの学びの活動を持続可能なものとするため、活動のきっかけづくりをはじめとする教育委員会事務局によるサポートを充実

◆ 計画期間内に実施を目指す取組 -

- ・ 「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けた地域と一体となった活動の充実
- ・ 小学校以外の学校における地域学校協働活動の検討、及びコミュニティ・スクール導入校の拡大に向けた検討
- ・ 生涯学習の推進に向け、教育委員会と市長部局の連携を一層強化するための取組の検討

◆コミュニティ・スクールの拡大 <担当当課：社会教育課>

<施策評価との関係>

目的	市立学校に学校運営協議会を設置し、地域住民等が学校運営協議会に当事者として参画する「コミュニティ・スクール」の仕組みを導入することにより、「地域とともにある学校づくり」を推進する。
取組と成果	学校運営協議会を小学校 11 校、小学校以外では初めてである高等学校 1 校に新たに設置し、コミュニティ・スクールを 8 校から 20 校に拡大した。また、学校の管理職向けに既設置校の実践報告を中心とする研修を実施し、同研修を一般教員向けに動画配信を行うほか、学校運営協議会委員向け研修を実施する等、関係者に対する制度の周知に努めた。また、中学校への学校運営協議会導入拡大にあたり希望する 3 校に対し支援を行い、令和 5 年度の設置に向けた道筋を付けることができた。加えて、学校運営協議会制度の導入に係る学校現場の負担軽減を図るため、学校評議員制度や中学校区健全育成協議会事業との整理を行い、既存制度の趣旨を活かしつつ、学校運営協議会制度に融合することができた。
課題	学校運営協議会制度の定着に向け、学校管理職や教員、学校運営協議会委員に研修等を通じて周知を図るとともに、各学校の状況に合わせた支援を継続的に行っていく必要がある。また、地域における学校支援の輪が広がるよう、広く一般にコミュニティ・スクールに係る周知を図るため、継続的に PR に努める必要がある。
令和 5 年度の取組方針 (新規・拡充等)	令和 7 年度までの全市展開に向け、小学校においては、令和 6 年度までに全 41 校に設置することとし、計画的に立上げ支援を行う。また、令和 5 年度設置の中学校 3 校については、中学校におけるモデル校として、他の中学校の立上げ準備に資するよう必要な支援を通じてノウハウを蓄積する。

施策 1
地域コミュニティ・学び

施策 2
人権尊重・多文化共生

施策 3
学校教育

◆学社連携の推進 <担当当課：社会教育課>

<施策評価との関係>

目的	地域の方々の経験や学習の成果を活かすとともに、子どもたちの学びや育ちを支援する仕組みづくりを促進し、学校を核とした活動を通じて地域のつながり、教育力の向上、地域の活性化を図る。
取組と成果	尼崎北小学校では地域資産に着目した学習を様々な主体に協力を得て実施するとともに、立花地域課による大学のゼミ生と市民グループの活動コーディネートにより、さらに学習の充実が図られた。これらの同校の地域との連携に係る取組が文部科学大臣表彰を受賞した。また、高等学校にコミュニティ・スクールを導入し、学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進を図るため、小学校と同様にコーディネーターを配置した。中学校においては、令和 5 年度より順次、コミュニティ・スクールを導入するにあたり、これまでの中学校区健全育成協議会で培ってきた地域との連携を活かし、地域学校協働活動につなげるよう道筋をつけることができた。
課題	より一層の地域学校協働活動の浸透を図るため、保護者や地域住民等に活動の効果や魅力について継続的に情報を発信する必要がある。学校管理職、教員に対しては、地域人材の活用が子どもたちの学びの充実や教員の負担軽減につながることに、さらに理解を深めてもらえるよう継続して周知を図る必要がある。
令和 5 年度の取組方針 (新規・拡充等)	地域学校協働活動の参加者の幅を広げるとともに、活動をより定着させるため、効果等についての情報発信や学校関係者向けの研修を継続して実施する。また、中学校に地域学校協働活動を導入するにあたり、学校運営協議会設置校においては、地域学校協働活動との一体的推進を支援するとともに、学校運営協議会未設置校においても既存の中学校区健全育成協議会事業を活かし、円滑に活動が導入されるよう支援を行う。

施策 1
地域コミュニティ・学び

施策 2
人権尊重・多文化共生

施策 3
学校教育

◆人権啓発活動・リーダー育成事業 <主担当課：社会教育課>

目的	基本的人権が尊重される地域社会の形成に向け、自己肯定感を育むとともに、多様性（ダイバーシティ）について理解を深め、互いを尊重する人権意識の高揚・定着を図る。また、市民の人権学習会等で助言する市民リーダーを育成することにより、人権学習の推進と充実を図る。
取組と成果	PTA等のグループによる主体的な学習を推進する人権教育小集団学習においては、活動休止中のグループに積極的に呼びかけを行うことで1グループが再開し、計39グループが活動した(R元:44→R2:38→R3:38→R4:39グループ)。また、補助金交付要綱を改正し、実施回数を緩和するとともに、各生涯学習プラザの活動グループに制度の周知を図るほか、制度を利用していない小中学校のPTA人権委員に対し、体験者談を掲載した事業案内を発信する等、同事業の活用についての周知に努めた。じんけん学習サポート事業については、3グループの活動があり、中でも今年度は大学生のグループが結成され、若い世代に人権を考えてもらう機会を提供することができた。
課題	人権教育小集団学習グループは、PTAのグループが多く、PTA活動のスリム化等により結成が難しくなっているが、学習者からは新たな気づきを得られた等の好評を得ており、学習内容の充実とPRに引き続き取り組む必要がある。また、学習会の助言者として参画している市民で人権教育に熱意のある「人権啓発推進リーダー」については、担い手の育成に引き続き、取り組む必要がある。
令和5年度の取組方針 (新規・拡充等)	人権教育小集団学習会のリーダーの負担を軽減するため、オピニオンリーダー研修会の回数を見直すほか、人権教育小集団学習の参加要件についても引き続き、緩和に取り組む。

<施策評価との関係>



◆少年補導活動事業・青少年健全育成啓発事業 <主担当課：社会教育課>

目的	問題行動を起こしている青少年の早期発見・指導を行い、青少年の非行化を防止するとともに、青少年の健全育成のため、市民が青少年の非行問題を自らの問題として捉え、その防止に取り組むよう意識の向上を図る。
取組と成果	少年補導委員の活動を支援するため、関係機関等から収集した青少年の非行状況や不審者情報等を少年補導委員と共有することにより、活動の際、留意いただきたいポイントの周知を図った。また、少年補導委員の負担を軽減し、地域の見守りに重点を置けるようにするため、少年補導委員の広域の会議体の見直しに取り組み、阪神間の会議体の見直しにつなげることができた。また、青少年問題に関する地域住民向けの啓発においては、内閣府が提唱する「子供・若者育成支援推進強調月間」に合せたパネル展を実施し、クイズを加える等により、親しみやすく関心の持ちやすいものとする工夫を行った。
課題	少年補導委員数は減少傾向にはあるが、補導活動等を継続していく必要があるため、引き続き、各種事業等の見直しに取り組み、少年補導委員の負担軽減を図るとともに、市民が青少年問題について関心を持ち、主体的に考えていけるよう、啓発に継続して取り組む必要がある。
令和5年度の取組方針 (新規・拡充等)	尼崎市社会福祉協議会に対する令和6年度・7年度委嘱の少年補導委員の推薦依頼に向けて、推薦方法の簡略化などに取り組むとともに、少年補導委員が効率的な活動ができるよう、継続して各種事業等の見直しを行う。また、青少年問題に関する啓発活動においては、令和4年度に実施したパネル展のアンケート調査の意見を参考とするなど、より市民に関心を寄せてもらえる啓発活動を実施する。

<施策評価との関係>



◆学校施設の地域開放 <主担当課：学事企画課>

<施策評価との関係>

目的	「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、学校施設の地域開放制度を地域学校協働本部と密接に関連付けるなど、市民が気軽に学校施設を利用できるよう制度を見直し、「地域とともにある学校づくり」のさらなる推進を図る。
取組と成果	地域開放制度については、令和3年度より、地域学校協働本部と学校が協働で企画し、子どもの学びに資する活動を実施する場合は、使用に係る各種書類の提出を不要とし、学校施設の目的内使用として取り扱うこととした。また、令和4年度も引き続き市や学校のホームページ及び生涯学習情報誌「あまナビ」を活用しPRを行った。それらの結果として、令和4年度については16件の利用があった。(R3:0件)
課題	利用の促進を図るため、これまでの広報活動に加え、地域学校協働本部が利用しやすい制度となるよう手続き等の見直しを行ったものの、各小学校での地域学校協働活動が校外での活動や授業時間内での活動が主体となっていたこともあり、令和4年度についても大幅な利用増には至らなかった。
令和5年度の取組方針 (新規・拡充等)	地域開放制度について、引き続き各種媒体を活用したPRを行う。また、地域学校協働本部を所管する社会教育課や各地区の地域振興センター等と連携し、地域の特性に応じた周知方法や、有効な活用方法等について検討を行う。

施策
1
地域コミュニティ・学び

施策
2
人権尊重・多文化共生

施策
3
学校教育

10 文化・教養・スポーツ施設を活用した教育の提供 —地域の歴史、読書、スポーツに親しむ機会の提供—

◆ 将来の目指す姿 -

- ・ まちの魅力向上やシビックプライドの醸成、学ぶ機会の創出、生涯を通して学び、スポーツに親しめる環境づくりといった、社会教育に係る事業や施設の効用を最大限に活かします。
- ・ 市民の学び・活動を支える施設として、生涯を通じて健康で生きがいを持って暮らすための学習ニーズに応えていくため、地域の歴史、読書、スポーツに親しむ機会の提供の充実に取り組みます。

◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 -

- ・ 令和2年10月開館予定の新博物館に合わせた魅力あふれる常設展示の構築、開館記念特別展や企画展の積極的な展開
- ・ 市民とともに歩む博物館に向け、市民ボランティアの養成や市民団体と連携した活動など、まちづくりの活動にもつながる取組の推進
- ・ 自習等の利用から本の貸出利用へとつなげる導線など、若年層が市立図書館を気軽に利用できる仕組みの構築
- ・ 東京オリンピック・パラリンピックやワールドマスターズゲームズ関西など、大規模国際大会を契機としたスポーツ活動の更なる推進
- ・ 誰もがスポーツに参画できる生きがい・健康づくりの場となる、(仮称)健康ふれあい体育館(地区体育館と老人福祉センターの複合機能を有する施設)の整備

◆ 計画期間内に実施を目指す取組 -

- ・ 新博物館と尼崎城、中央図書館の連携による都市魅力の向上と交流人口の増加に向けた歴史文化資産を活かす取組の推進
- ・ 図書館司書や図書ボランティア向け研修の実施、市内の教育機関との連携、レファレンス機能の強化など、多様な人々の情報・交流拠点としての市立図書館の役割強化に向けた検討
- ・ 別途策定する「尼崎市スポーツ推進計画」に基づく、スポーツ施設の利便性の向上やニーズに合ったスポーツプログラムの提供などによる、地域スポーツ環境のさらなる充実



◆歴史遺産の保存と活用 <主担当課：歴史博物館>

<施策評価との関係>

目的	文化財や歴史資料等の収集・調査・整理を進め、地域資産として有効活用できるように保存・公開することにより、地域の歴史を学ぶ環境づくりを進める。また、歴史遺産を保存し活かす活動に取り組む市民グループ等との連携・協力を進め、地域の歴史遺産の保存・活用を図る。
取組と成果	貴重な歴史遺産であるユニチカ記念館の保存・活用を図るため令和5年3月に所有者であるユニチカ株式会社から土地・建物を取得した。また、埋蔵文化財の確認調査など文化財保護の推進に取り組むとともに、文化財を守り伝え活かしていくための仕組みとして新たに文化財保存活用基金を設置した。講座・体験学習などの市民向けの事業については社会情勢を鑑み、感染症対策を行いながら実施した。(51回(のべ参加人数1,485人))
課題	新たに取得したユニチカ記念館については、保存活用に向けて全庁的な連携を図るなかで検討を進めていく必要がある。また、併せて寄贈を受けた尼崎紡績関連の資料等について保存及び整理、公開が必要である。こうした市民の貴重な財産である文化財を保護し後世に伝え活用する取組を着実かつ計画的に推進していくことが求められている。文化財保存活用基金については、適切な運用と市内外からの協力を得られるように努める必要がある。
令和5年度の取組方針 (新規・拡充等)	ユニチカ記念館の保存活用については、全庁横断的なプロジェクトチームを中心として、市民や専門家などから広く意見を聞きながら検討を進めていく。文化財の保存と活用に関する総合的な計画である文化財保存活用地域計画について令和7年度の策定に向けた検討を進める。文化財保存活用基金については市内外から協力を得られるよう、ふるさと納税のポータルサイトに掲載し周知を図る。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆学びを支える機能の充実と連携促進 <主担当課：歴史博物館>

<施策評価との関係>

目的	公文書館機能を備えた歴史博物館として、市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等を将来に伝え、その利用に供するとともに、歴史博物館と図書館等との有機的な連携を図ることで情報資源の収集・蓄積・提供していく機能を高め、市民がより使いやすく親しみやすい施設の実現に努め、市民の学びを支える。
取組と成果	令和4年4月からの公文書管理等条例施行に伴い、歴史的公文書の適切な保存と市民利用制度の運用及び利用促進に努めた。また、歴史資料の保存と利用者の利便性向上を図るため、歴史的公文書や近世の歴史資料など資料のデジタル化を進めるとともに歴史博物館蔵書データベースの図書館検索システムへの一本化に取り組んだ。市民が歴史を学ぶ場の提供としては、引き続き「『尼崎市史』を読む会」を中央図書館・北図書館で開催するほか、歴史博物館・中央図書館・尼崎城による連携イベントを通じた周遊促進を図った。(35回)
課題	学びを支える施設として博物館、図書館及び公文書館の連携を促進するなか、資料や蔵書のさらなる活用と利用者の利便性向上のため、来館しなくても資料を閲覧できる環境整備や資料のデジタル化を継続していくことが必要である。
令和5年度の取組方針 (新規・拡充等)	博物館、図書館及び公文書館機能の連携を図りながら、歴史的公文書及び地域史料の保存と更なる活用のため、デジタル化した資料のWeb公開を進めるとともに、公文書以外の歴史資料についてもデジタル化を進めていく。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆魅力ある歴史博物館の運営 <主担当課：歴史博物館>

<施策評価との関係>

目的	尼崎の歴史資料や文化財を積極的に展示・公開し、市民や他都市からの来訪者の尼崎の歴史・文化財に対する関心を高めるとともに、シビックプライドの醸成や観光地域づくりに貢献する。また、市民ボランティアの養成と参画促進に取り組むとともに市民グループとの協働も図り、市民と共に歩む博物館を創出していく。
取組と成果	尼崎の歴史をわかりやすく伝える常設展示や特別展・企画展のほか SNS 等を活用した情報発信に努めた。令和4年度の来館者数は39,351人、公文書館機能であるあまがさきアーカイブズの相談件数は2,229件であった。令和5年1月には開館以来の累計来館者が10万人に達した。田能資料館では常設展示の更新や復元高床倉庫の建替により展示の充実・魅力向上を図った。ボランティア活動については、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年度に中止した活動を感染症対策に意を用いて活動することで、参加人数を増やすことができた。
課題	引き続き魅力ある展示事業や歴史を学ぶ機会の提供、情報発信の充実を図るため専門職の人材育成に計画的かつ着実に取り組むとともに、歴史博物館の事業活動を支える市民ボランティアの募集と養成に引き続き取り組む必要がある。また、歴史博物館への来館者数が減少傾向にあることから、目標を達成するため、魅力ある展示事業を行っていく必要がある。
令和5年度の取組方針 (新規・拡充等)	特別展「尼崎市指定文化財の精華」や企画展「尼崎紡績-工都尼崎のはじまり-」など時宜を得た魅力ある展示事業の展開に取り組むなど、引き続き市内外からの来館促進やリピーター獲得に努めるとともに、専門職の計画的な採用・育成に取り組んでいく。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆地域の歴史を学ぶ機会の充実 <主担当課：歴史博物館>

<施策評価との関係>

目的	市民や子どもたちが尼崎の歴史・文化財に触れる学習機会や場の充実を図り、身近な地域の歴史・文化財に対する関心を高める。
取組と成果	尼崎の歴史に触れる事業として特別展等と関連したテーマにより記念講演会や市民講座、体験型ワークショップなどを広く市内外の方を対象に通年で実施するとともに(12回(のべ参加人数182人))、市内外への出講にも積極的に協力した。学校教育との連携では企画展「むかしのくらし・むかしの小学校」等の見学受入や学校への出張授業など歴史学習への支援のほか、新任教員が対象であった歴史博物館での研修を現任教員も対象として実施し充実を図った。また地域の団体から市内の小学校に尼崎の歴史を学ぶデジタル副読本の寄贈を受けるにあたり内容の作成に協力した。田能資料館では引き続き小学校とのオンライン授業に取り組んだ。
課題	新型コロナウイルス感染症の影響により控えられていた市内小学校の見学をはじめ、幅広い市民の利用促進を図る必要がある。
令和5年度の取組方針 (新規・拡充等)	引き続き、市民や学校等への情報発信や連携に努めながら、市民や子どもたちが歴史に触れ学ぶ機会の充実を図っていく。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆図書に親しむ機会の創出 <主担当課：中央図書館>

<施策評価との関係>

目的	図書館事業の実施や、図書館以外で貸出・返却等のサービスを受けられる環境を整備することにより、市民の読書推進を図る。
取組と成果	生涯学習プラザとの連携により、読書推進事業を実施した。また、図書館システムを更新し、アプリやLINE からでも本の予約が可能となる等、デジタル面での図書利用サービスを充実し利用環境を整備した。電子図書館では特集を充実させたほか、小学校での活用を視野に入れたモデル校(2校)での検証を始めた。
課題	コロナ禍前(平成30年度)と比較して貸出利用者数は8.5%、貸出冊数は6.3%減少した。図書に親しむ機会を創出する施策を実施し、市民の生涯学習・読書活動のさらなる推進によりコロナ禍前の水準以上に利用者数の増加を図る必要がある。
令和5年度の取組方針 (新規・拡充等)	図書館事業をコロナ禍前の水準に戻して実施し、図書に親しむ機会を創出する。学校との連携では、市内小学校に電子図書館のIDとパスワードを付与し、学校での電子書籍の利用の促進につとめる。生涯学習プラザとの事業の連携につとめて、地域での読書推進活動や利用者ニーズに応じた図書サービスの充実を図る。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆図書館運営方針の進行管理 <主担当課：中央図書館>

<施策評価との関係>

目的	本市図書館行政の目的や方針を明確にするとともに、各種施策において個々の取り組みの目標を具体的かつ明確にし、どこに重点を置くかなどの方向性を定めた「尼崎市立図書館基本的運営方針」に基づき、事業の進行を管理し、適正な図書館運営を図る。
取組と成果	全市的な読書推進の取組や、今後の図書館サービス拡充のための検討項目を定めた2022年度尼崎市立図書館事業計画を策定し、「尼崎市立図書館基本的運営方針」の進行管理を行い、社会教育委員会に諮った。その結果、年間の目標進捗管理とともに事業の取組のフィードバックを翌年度に反映し、適切に進捗管理ができるようになった。
課題	策定した事業計画の実績や点検・評価に基づき、次年度以降の事業計画に反映させることや、課題解決に向けた取組を進める必要がある。また、貸出冊数の飛躍的な増加(前年度比114%増)に向け、学校や生涯学習プラザといった地域で身近に図書に親しめる場との連携などを含めた取組について検討する必要がある。
令和5年度の取組方針 (新規・拡充等)	策定した事業計画に基づく取組について点検・評価を行い、社会教育委員会へ諮る。また、令和4年度分の点検・評価を踏まえ、令和6年度事業計画の策定を行う。また、FM計画に基づく北図書館の整備について具体化を進めるとともに、市内地域バランスを考慮した図書館サービス網の充実を検討する。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆社会体育施設を拠点とする健康づくりの推進 <主担当課：スポーツ推進課>

<施策評価との関係>

目的	地区体育館で実施する「健康づくり教室」事業などにより、地区体育館等の利用者数を増やし、市民の健康づくりや地域コミュニティづくりの促進を図る。
取組と成果	スポーツ振興事業団と協力し、健康づくり教室やスポーツ教室等を引き続き実施するとともに、指導員が幼・保育園や地域住民の集まりの場等に赴き、健康づくりプログラムの教授やフレイル対策予防事業等を行う「指導者派遣等事業」を通じて、地域に根差した取組を展開した。また、サンシビック尼崎の長寿命化改修工事及び（仮称）健康ふれあい体育館の整備に向けた取組を行った。 利用者アンケートでは、指定管理者の創意工夫もあり、施設の維持管理、職員の接遇、講座の品質に係る全ての項目において、96%の利用者が「とても満足」「満足」という結果を得た。
課題	（仮称）健康ふれあい体育館の整備を着実に進めていくとともに、長寿命化改修が予定されている施設においては利用者への事前周知等を徹底し、休館を伴う場合には、供用再開後には再び利用していただけるような取組が必要である。また、尼崎市スポーツ推進計画に基づき、スポーツ振興事業団と一体となって、市民・利用者のニーズに沿った事業を展開するなど、記念公園や地区体育館において、スポーツや運動に親しむ環境づくりを推進していく必要がある。
令和5年度の取組方針 (新規・拡充等)	記念公園や社会体育施設を拠点として、スポーツ振興事業団と連携しながら、市民の健康づくりを促進するとともに、スポーツや運動に親しむ機会の創出に取り組んでいく。また、（仮称）健康ふれあい体育館の整備に向け、武庫地区においては、令和6年度の供用開始を目指して着実に取組を進めていくとともに、今後整備予定の大庄地区においては、丁寧な市民意見の聴取を行っていく。

施策
1
地域コミュニティ・学び

施策
2
人権尊重・多文化共生

施策
3
学校教育

◆市民のスポーツ実施率の向上に向けた取組の推進 <主担当課：スポーツ推進課>

<施策評価との関係>

目的	様々なスポーツ施策を通じて、健康を意識した運動やスポーツを行っている市民の割合の向上を図る。
取組と成果	スポーツ施設は通常どおりに運営でき、利用状況は回復傾向にあるものの、長引くコロナ禍の中で人々のライフスタイルが変化していることもあり、コロナ禍以前の水準には戻らなかった。こうした中、市民のスポーツへの機運醸成を図るため、「市民ウォーク」や「スポーツのまち尼崎フェスティバル」等のスポーツイベントを再開したほか、「クボタスピアーズ」と協力し、無料観戦デーやバレーボール教室、交流試合を開催するなど、地域のスポーツクラブ等と協働し、取組を進めた。
課題	長引くコロナ禍で人々のライフスタイルが変化する中、市民のスポーツへの意識を高めていくためには、子ども、働く世代、高齢者などそれぞれのライフステージに応じた取組を通じ、より多くの市民に参加してもらい、参加者がスポーツに親しむきっかけとなるよう、魅力ある内容とする必要がある。
令和5年度の取組方針 (新規・拡充等)	「クボタスピアーズ」や「アサヒ飲料クラブチャレンジャーズ」といった、本市にゆかりのあるスポーツクラブと一層協力した取組を行うことや、市民の関心を惹くような大会誘致等を行うことで、市民が競技スポーツを身近に感じ、スポーツに親しむきっかけとなる取組を行う。また、スポーツ振興事業団が実施する「指導者派遣等事業」や、スポーツ推進委員による「さわやか地域スポーツ活動」などを通じ、地域に根差した取組を進め、継続的に運動やスポーツに取り組む市民の割合の向上を図る。

施策
1
地域コミュニティ・学び

施策
2
人権尊重・多文化共生

施策
3
学校教育

(このページは白紙です)

11 その他：適法・適正な行政運営の実現

◆体罰のない学校づくりに向けて

内 容	児童生徒、教職員、誰もが安全・安心にすこやかに学べる、体罰の生じることのない環境づくりを進める。
現 状	市立高校における体罰事案を受けて設置した「体罰根絶に向けた有識者会議」の議論のまとめで示された課題や改善の方向性を『体罰根絶アクションプラン』として体系化し再発防止に向けた取組を進めており、全ての取組項目で取組済もしくは一部取組済と進捗している。 また、学校生活における子どもの人権を守るため、市立学校の児童生徒を対象に『子どもの人権アンケート』を実施しており、令和4年度実施の子どもの人権アンケートの結果では、体罰認定件数は1件となっている。
今後の取組	様々な角度から取組を重ねてきた結果、市立学校において重大な体罰事案は見られない状況となっているが、今後も引き続き、アクションプランの方向性を踏まえた取組や体罰防止に関する研修等を継続的に実施していくことにより、体罰のない学校づくりを進める。

◆不祥事の再発防止に向けて

事 案 概 要	①教育委員会事務局職員が、令和2年4月から10月にかけて、担当していた事業の実行委員会の資金を着服した。令和4年度から当該事業を担当する別の職員が、令和4年5月に通帳が保管場所に無いことに気付いたことをきっかけに当該事案が発覚した。なお、着服した資金は全額返納済である。この職員は令和4年10月31日付けで懲戒免職職分とした。 ②尼崎市立小学校の校長が、令和3年4月から令和4年7月までの間に93件の不適切な出張を行い、約27万円の旅費を不正に取得した。また、調査開始後、相手方に会っていないことを隠ぺいする目的で、会ったことにするようSNS等で依頼した。この校長は、令和5年3月28日付けで兵庫県教育委員会が懲戒免職処分とした。
事 案 検 証	①当該職員に公務員としての倫理意識が欠如していたほか、職場において預金通帳や印鑑を定期的に点検するなど、チェック機能が働いていなかったことに原因があったと考える。 ②管理監督する立場にある学校長には特に高い倫理観が求められるが、当該学校長は、自ら不適切な出張を承認するなど倫理意識が欠如していたと考えられる。また調査開始後に事実を隠ぺいしようとしたことは、極めて悪質である。
リスク 対応策	①市民等の信頼回復に向けて服務規律遵守を徹底するよう通達した。併せて、所属内で公金等を管理している所属には、預金通帳と印鑑は別に管理しているか、定期的に預金残高を確認しているかなどについて、チェックリストによる点検を指示し、改めて適切な管理等について意識啓発と徹底を図るとともに、公金等の管理責任の重さなどを再確認させた。 ②本市学校教育の信頼回復と再発防止のため、服務規律の徹底等を校園長に直接通達した。また、学校における事務処理の見直しや事後確認の方法等についても今後検討していく。

◆事務処理ミスの防止に向けて

<p>事 案 概 要</p>	<p>①令和4年6月頃、教育委員会にA小学校から、児童の市外転出に伴う学校間の引継文書の一部を紛失したとの報告があり、7月にはB中学校から、C小学校からの引継文書の一部が所在不明との報告があったため、全学校への調査をしたところ、別のD中学校からも、C小学校からの引継文書が一部所在不明であるとの報告があったもの。</p> <p>②市立中学校で、卒業証書文面の「全課程」とするところを誤って「全過程」で作成してしまい、その誤った文面の卒業証書を令和3年度の卒業生212名に授与したもので、令和4年度の卒業証書作成にあたり、前年度のデータを確認した際に誤りが発覚した。また、市立特別支援学校で、卒業証書文面のデータを修正し直したが正しく保存できておらず、修正前の誤ったデータのまま卒業証書を印刷し、卒業生1名に授与したもので、保護者からの連絡で誤りが発覚した。さらに、市立小学校で、卒業証書をテスト印刷し、児童に「氏名」「生年月日」を確認させたところ、複数児童の生年月日に誤りがあったため担当教員がデータを修正した。しかしながら、後日、印刷を担当する教員が、誤って修正前のデータで卒業証書を印刷したため、卒業生31名に誤った卒業証書を授与したもので、卒業式後、児童から指摘があり発覚した。</p>
<p>事 案 検 証</p>	<p>①公文書や個人情報の管理が不十分であったこと。また当該文書の引き継ぎの担当者が決められておらず、さらに、学校間における引き継ぎの方法も決められていなかったことなどが原因と考えられる。</p> <p>②いずれの事案においても、誤りに気付く機会は複数回あったと考えられる。しかしながら、誰がどのように確認するのかといった具体的な手順等が定められていないため、その機会の中で、確認できていなかったことが原因と考えられる。</p>
<p>リスク 対応策</p>	<p>①校園長の危機意識を高めるため文書管理の重要性等について研修を実施した。また、各学校園における文書の引き継ぎについてのマニュアルを作成し、引き継ぎにあたっては管理職が必ず確認するなど適切、確実に引き継ぎができるよう徹底した。</p> <p>②学校園長に対して、今後、同様の事案が起こることの無いよう、管理職をはじめ学年担当教員による複数確認を徹底すること、さらに、これまで卒業証書の作成は学校園に一任していたが、今後は、既存システムを活用した作成方法に統一することを通達した。</p>
<p>令和5年度 以降の 取組方針</p>	<p>教育委員会事務局内だけでなく学校現場においても様々な事案が生じている。こうしたことから、適正かつ効率的な事務執行が行われるよう学校監査を引き続き実施するとともに、教育長及び教育次長が学校を訪問し校長等と面談を行うほか、教育委員会事務局と学校園長との人事評価面談、教育長と所属長、さらには所属長と所属職員や校園長と教職員との面談等を行う。こうした中で、風通しの良い環境づくりや関係づくりを進め、意思疎通や連携をしっかりと図ることができる運営体制を構築するとともに、適法かつ適正に職務が執行される組織風土の醸成に努める。</p>

IV 総評

教育委員会事務局 教育長 白畑 優

令和4年度は尼崎市教育振興基本計画の3年目を迎えたが、引き続き新型コロナウイルス禍への対応を余儀なくされるなか、子どもたちの安全確保に向け感染防止に努めながらも、教育振興基本計画に示す「未来志向の教育」「個の尊厳や人権の尊重」「家庭・地域社会との連携」という方針に基づいて、学校園、家庭・地域社会及び教育委員会が協力し合い、子どもたちの学びを止めないという姿勢で各種事業や取組を推進してきた。

学力向上に向けた取組については、児童生徒の成績や課題の分析と改善を図る「あまっ子ステップ・アップ調査」の調査結果において、全学年で学力低位層の減少傾向が認められた。これは授業力向上支援や小学校における放課後学習、短時間学習といったこれまでの、基礎学力の向上のための様々な取組が一定の成果として現れてきたものと考えられる。この流れを「確かな学力の保証」につなげていくため、令和5年度においても、地方創生臨時交付金を活用した小学校とあまっ子特別支援学校への電子黒板の導入によるICT活用などの事業を引き続き展開し、協働的な学びを推進し、児童生徒が学びの楽しさを実感できる授業改善を図っていききたい。

特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援については、市立学校園において、特別支援教育支援員の増員など支援体制の強化に努めており、令和5年度は、小中高等学校への生活介助員、小中学校への特別支援教育支援員の増員を行うなど、インクルーシブな教育の一層の充実に努めていく。

児童生徒が安全に、そして安心して学校に通えるよう、引き続き、いじめの防止や早期発見、対応に向けて取り組んでいく。また、コロナ禍で大きく増加した不登校対策については、一人ひとりに寄り添った支援体制の構築に努めるとともに、不登校対策のみならず、公教育を多様性のあるものにしていくための仕組みとして、不登校特例校の調査・研究を行う。

市立高等学校については、令和3年度に教育委員会事務局が改革を拙速に進めたことにより、学校現場の混乱を招いた反省から、学校と協議を重ね、市立高等学校のスクール・ミッションを「Agency」と定めた。これに基づき各校が策定したスクール・ポリシーにより特色化を図っていく。

また、「校則見直しガイドライン」に沿った生徒主体による校則の見直しなど生徒の主体性を育むとともに、自ら通う学校への誇りや愛着を持てるような活動を進めており、魅力を高め、地域から愛される学校となるよう、こうした活動を引き続き進めていく。こうした中、令和4年度は新たに学校運営協議会を12校で立ち上げ、地域と学校が協力連携して学校づくりを進めるコミュニティ・スクールの拡大に努めており、令和5年度においても、全市展開を見据え、継続して取組を進めていく。

令和4年度も教育行政の信用を大きく損なう事案が複数発生した。今後、信頼回復に向けて、学校と教育委員会がしっかりと連携できる運営体制を構築するとともに、適法かつ適正に活動や事業が推進される組織風土の醸成に努めていく。併せて休日の部活動地域移行に関するモデル校事業など教員の働き方改革につながる取組を進めていく。

数年来、様々な教育活動を制限してきた新型コロナウイルス禍がようやく終息しつつある。今後は、引き続き感染症対策など安全安心な事業運営に細心の配慮を行いながらも、これまで継続的に取り組んできた事業や施策に加えて、将来を見据えたチャレンジングな課題に教育委員会一丸となって積極的に取り組んでいく必要がある。さらに、尼崎市教育振興基本計画が次期計画の検討に着手する時期を迎えており、職員には、これまで以上に未来志向で果敢に業務と向き合う姿勢が求められている。

園田学園女子大学人間教育学部 教授 堀田 博史 氏

令和2年度から令和6年度までの尼崎市教育振興基本計画も、令和5年度の教育委員会事務点検・評価報告の時期を迎えている。残り2年で各施策（事業）の目標を達成するために、今年度の報告は、未達事項への具体的な取り組みを示す上でも重要である。

そのうえで、令和5年度の教育委員会事務点検・評価報告書は、令和4年度の事業・取組を評価するものであり、本年度、そして次年度以降の指針にもなり得る。そのため、計画に掲げる施策（事業）の施行状況の「取組と成果」「課題」「令和5年度の取組方針（新規・拡充等）」については、特に具体的な記載が求められる。例えば、確かな学力の保証（小学校）では、全ての児童生徒の学力を保証するという目的に対して、取組と成果では、具体的な減少傾向を数値で示し、さらに課題でも分析結果をもとにした記述が続き、結果令和5年度の取組方針もより明確なものになっている。本報告書は、多くの施策（事業）で、このような数値の増減を示すことを心掛けておられ、閲覧者にとって大変読み取りやすく、評価できる。

一方で、施策（事業）の執行状況において、主担当課ごとに表記に統一感がない部分が見られる。例えば、市立幼稚園一時預かり事業では、目的に対する取組と成果に、具体的な延べ利用者数が記載されており、その支援状況が見えやすい。他の事業などでは、「・・・を実施した。」「・・・を進めた。」という表現で終わっており、目的への到達度が判断し難いものもある。担当課を超えて、文書を整理、取りまとめることが必要となる。

最後に、教育委員会の活動状況が、報告書の前半に記載されている。毎月開催される定例会と急ぎの議案発生時に開催される臨時会があり、緊密な議論がなされている様子が読み取れる。さらに、教育委員協議会も開催され、学校視察や施設訪問も行われていることが分かる。一方で、尼崎市総合教育会議が開催されていないことに課題を感じる。何らかの理由を明記してはどうだろうか。総合教育会議は、市と教育委員会、特に教育委員の意見を市長に届けて、意思の疎通を図る場であるため、令和5年度は定期的な開催に期待をする。

尼崎市の教育振興基本計画の実施は、令和6年度が最終年度となる。今年度の施策（事業）の報告をもとに、最終年度までの目標達成に向け、新たな取組を展開する必要性、また担当課を超えた他課との連携も必要になると考える。

兵庫教育大学大学院学校教育研究科（教職大学院）教授 川上 泰彦 氏

令和4年度は、コロナ禍を想定した非常時への対応から、より日常的な教育の質の向上へと施策の切り替わりが明確となり、今後の充実が期待できる内容であった。

就学前教育ビジョンの策定は、保育の質の向上に向けて重要だが、保育施設の設置形態・設置者はさまざまであり、学校教育のような周知・実施には難しいところが残る。市の総合的なビジョンとして、いずれの設置形態においても就学前教育の質の向上が図られることを期待したい。

義務教育は日常的・継続的な要素が強く、特定の政策を進めることのみならず、持続的な方法で分析可能な成果や課題を把握し、改善に結びつけることも重要となる。これに関して、たとえば学力で「D層を減らす」という明確な方針を示していることは有効である。ステップアップ調査の分析など、先進的な取り組みに期待したい。

このほかでは、施策間の関連性を意識した取り組みが重要である。たとえば部活動の地域移行は地域との連携なしには進まないほか、高等学校の特色化も（生徒のみならず）地域にとって必要とされる学校像をどう確立し、実践するかが求められる。また文化・スポーツの領域における地域の魅力化は、学校教育にとって地域の教育資源・コンテンツの充実という側面も持っている。これらを進めることは、学校・家庭・地域の連携が進むことを同時に意味するため、学校・地域ごとの試行・実践を奨励し、その成果の周知・共有を図ることが重要となろう。

同様に、不登校対応及び特別支援教育の充実については、これを「『通常』から離れた難しい事例を取り扱う」のではなく、新たな形も含めた幅広い学びの機会を提供し、子どもの最善の利益の達成や社会への参加を保障するといった価値に目を向け、公教育の「懐の広さ・深さ」を確立するというとらえ方が必要である。取り組みの充実を通じて、そうしたコンセプトの浸透・定着も期待したい。またそうした学びの実現には、オンライン環境を含めた学習環境の保障も重要となる。先進的な教育を下支えする施策として、引き続き取り組んでいただきたい。

そして教員の育成は、上記の諸施策を確実に進めることとリンクする。児童生徒の「豊かな心」に向けた取り組みでは、これを児童生徒の人権侵害事案の抑止といった危機管理的なとらえに終始せず、校則の見直しに代表されるように、自律した生徒像の確立・実現に向けた実践ととらえるべく、各学校・関係者での価値共有が必要となる。そして、こうした「とらえ方」の変化は社会の変化や知識・技術の変化に応じる形で、今後も起こりうる。そう考えると、教員研修等では現在使える知識や技術を身につけ（させ）ることだけを重視せず、未知の事態や今後の環境変化に柔軟に対応できる力を付け（させ）ることが重要となる。学校や教員の自発性や創意に基づく取り組みを支援し、振り返りを通じた学習を促すといった環境の整備も必要となろう。

V 参考

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

- 第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 施策（事業）一覧

各論	施策(事業)名	担当課	各論	施策(事業)名	担当課
1 就学前教育			7 教育環境の整備		
	就学前教育のあり方の検討	就学前教育課		学校施設マネジメント計画の推進	施設課/設備整備担当
	幼稚園教育振興事業	就学前教育課		各種施設整備事業	施設課/設備整備担当
	市立幼稚園一時預かり事業	就学前教育課		衛生的なトイレの整備	施設課/設備整備担当
	教育支援体制の充実	就学前教育課		要保護・主要保護児童生徒就学援助	学事企画課
2 義務教育				学校給食費徴収管理関係事業	学校給食課
	確かな学力の保証(小学校)	学校教育課		小学校給食関係事業	学校給食課
	確かな学力の保証(中学校)	学校教育課		給食調理業務委託関係事業	学校給食課
	授業改善推進事業	学校教育課		中学校給食関係事業(学校給食センター整備運営事業含む)	中学校給食担当
	英語教育推進事業	学校教育課		校務員業務の執行体制の見直し	職員課
	人権教育の推進	学校教育課		教育ICT環境の整備	学校ICT推進課
	多文化共生支援事業	学校教育課		療養児等学習支援事業	学校ICT推進課
	社会力育成事業	学校教育課	8 教員の育成・勤務環境の整備		
	あまっ子ステップ・アップ調査	学び支援課		勤務時間の適正化	職員課
	体力・運動能力の向上	保健体育課		体罰防止研修	学び支援課
	部活動指導員の配置	保健体育課		人権研修	学び支援課
	地域部活動の推進	スポーツ推進課		未来の学び研究事業	学校ICT推進課
3 高等学校教育			9 学校園・家庭・地域社会一体となった教育の充実		
	尼崎高等学校特色づくり推進事業	高校教育課		コミュニティ・スクールの拡大	社会教育課
	尼崎双星高等学校特色づくり推進事業	高校教育課		学社連携の推進	社会教育課
	琴ノ浦高等学校特色づくり推進事業	高校教育課		人権啓発活動・リーダー育成事業	社会教育課
	スクール・ミッション及びポリシーの策定	高校教育課		少年補導活動事業・青少年健全育成啓発事業	社会教育課
4 豊かな心の育成、いじめ防止				学校施設の地域開放	学事企画課
	情報モラル向上支援事業	いじめ防止生徒指導担当	10 文化・教養・スポーツ施設を活用した教育の提供		
	学校支援専門家派遣事業	いじめ防止生徒指導担当		歴史遺産の保存と活用	歴史博物館
	いじめ対応について	いじめ防止生徒指導担当		学びを支える機能の充実と連携促進	歴史博物館
	校則見直しについて	いじめ防止生徒指導担当		魅力ある歴史博物館の運営	歴史博物館
	いじめ防止研修	学び支援課		地域の歴史を学ぶ機会の充実	歴史博物館
5 不登校対策				図書館に親しむ機会の創出	中央図書館
	不登校対策事業	こども教育支援課		図書館運営方針の進行管理	中央図書館
	心の教育相談事業	こども教育支援課		社会体育施設を拠点とする健康づくりの推進	スポーツ推進課
	教育支援室運営事業	こども教育支援課		市民のスポーツ実施率の向上に向けた取組の推進	スポーツ推進課
6 特別支援教育			11 その他:適法・適正な行政運営の実現		
	インクルーシブな教育の推進	特別支援教育担当		体罰のない学校づくりに向けて	
	特別支援教育サポートシステム事業	特別支援教育担当		不祥事の再発防止に向けて	
	看護師派遣業務委託事業	特別支援教育担当		事務処理ミスの防止に向けて	
	スクールバス運転業務委託事業	特別支援教育担当			

(このページは白紙です)

令和5年度教育委員会事務点検・評価報告書

(令和4年度事業・取組)

発 行 令和5年8月

編集・発行 尼崎市教育委員会

〒661-0024

兵庫県尼崎市三反田町 1-1-1

電話 06-4950-5654 FAX 06-4950-5658